

中国の社会主義市場経済と中小企業金融

駒 形 哲 哉

2012年9月

The Institute for Economic Studies
Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya
Tokyo 157-8511, Japan



Financing SMEs in Chinese Socialist Market Economy

Tetsuya Komagata

September 2012

Abstract

Unlike former Soviet Union, the SMEs have been incorporated in the system of the planned economy in China, but financing SMEs is a relatively new agenda. This paper describes the followings below: (1) We retrace the institutional reforms and the structural changes of money flow in China. (2) We confirm what SMEs are in China, and consider why the growth of China's SMEs has been achieved under the strict finance constraint in formal financial system. (3) In addition, we discuss the reason why expansion of financing SMEs has been picked up as an urgent policy matter in these several years.

Through discussing the above, what we want to insist are as follows. (1) Difficulty for China's SMEs to secure the necessary funds cannot be explained by application of the general theory on financing SMEs alone. (2) It seems that China's financing SMEs problem is deeply tied up with the process of institutional transformation (marketization) and the essential structure of China's economic system which so called "Socialist Market Economy".

中国の社会主義市場経済と中小企業金融

駒形 哲哉

はじめに

中小企業はいずれの国民経済においても企業数で圧倒的比率を占め、生産、雇用面でも大きな比率を占める。また、社会的分業の担い手として国民経済を支えている。

中国は本来的に「一国家＝一工場」を志向する計画経済を経験しながら、計画経済期においても中小企業が一定の役割を果たし、いわゆる「改革開放」以後、市場経済化へのシフトを始めて以降、中国においても生産・雇用などでの中小企業の役割が極めて大きくなっている。

上記のように、本来「一国家＝一工場」を志向する計画経済においても、中国では中小企業の役割は小さくなかった。しかし、改革開放以後、とくに中国が自らを市場経済体制と位置づけた1990年代以降、中小企業の性質には変化がみられる。計画経済から市場経済への移行に伴い、中小企業の主体は公有制企業から非公有制企業（プライベートセクター）へと変化しており、中国の憲法では公有制を主体とすると明記されているにもかかわらず、国民経済においても非公有制部門が一大勢力を占めるに至っている。企業が非公有制であることは市場経済一般では当然であるが、中国では中小企業と非公有制企業との重なりにより中小企業の諸問題を考えるカギが存在している¹⁾。

いま一つ指摘すべきことは、中国において生来の非公有制企業群は、正規金融からの資金調達にあまり依存せずに成長してきたことである。中小企業 非公有制企業は、自己資金を中心としつつ、企業間信用や非正規金融を利用しな

1) 駒形 (2005) は、「中国の中小企業論の実態は、公有制企業の非公有制への転換と、非公有制企業の新規創業ないし既存非公有制企業の発展促進を包摂した『非公有制企業論』の色彩の濃いものである」(p. 262) と中国の「中小企業」の本質について述べている。

が、少なくとも成長のある段階まで、正規金融からの資金調達の不足を補って成長してきたのである。もちろん、全ての中小企業 非公有制企業が正規金融からの資金調達に困難を抱えているわけではない。しかしながら、正規金融からの資金調達の困難を緩和ないし改善する必要性が高まっていることも事実である。

中国は市場経済化と並行して輸出振興政策をとり、2000年代に入ると「世界の工場」と呼ばれるようになった。輸出面でも中小企業の貢献度は高いが、2008年秋の国際金融危機以後、中国政府は、国民経済の成長持続と雇用創出の面で、中小企業重視の姿勢を強め、第12次5か年計画でも中小企業・非公有制経済重視の文言を盛り込んでいる。

ただし、中小企業振興策として、国民経済における貢献度と資金調達面でのシェアとのギャップを埋めることが求められ、融資は拡大しているものの、最近2年（2010 - 11年）はマクロ経済のインフレ抑制や不動産投機抑制が課題となり、中小企業 非公有制企業の資金調達環境が改善されたとは必ずしもいえない。むしろ、中小企業の苦境が日本の報道でも伝えられるようになってきている。国際金融危機以後の金融緩和を経た後、再び金融引き締めにしたこと、大手国有銀行から融資を得られず倒産する中小企業が相次いでいること、中小企業の破綻阻止に小口貸出会社拡充が議論されていることや²⁾、金融引き締めで中小企業が困窮し、非正規金融に資金を求め、高金利を求めて余剰資金が非正規金融に流入していることが報道され、非正規金融の広がり、国有企業優遇の資金供給がもたらしている歪みの象徴であることが指摘されている³⁾。

中小企業向け資金供給の問題は、短期的要因と長期的要因とを分けて論ずる必要があり、また、所有制に起因する要素よりも企業規模に起因する要素の重みが増していることも事実である。とはいえ、中国の中小企業金融の問題を、計画から市場への制度移行の過程や、「社会主義市場経済」という中国の経済体制の特徴をふまえて考える場合、中小企業が非公有制企業と大きく重なっていることは、なお、無視できない点である。

本稿では、「中小企業」は計画経済時代からあったが、産業資金供給として

2) 「中国で民間金融拡大論 中小の破綻阻止へ融資」『日本経済新聞』2011年8月26日

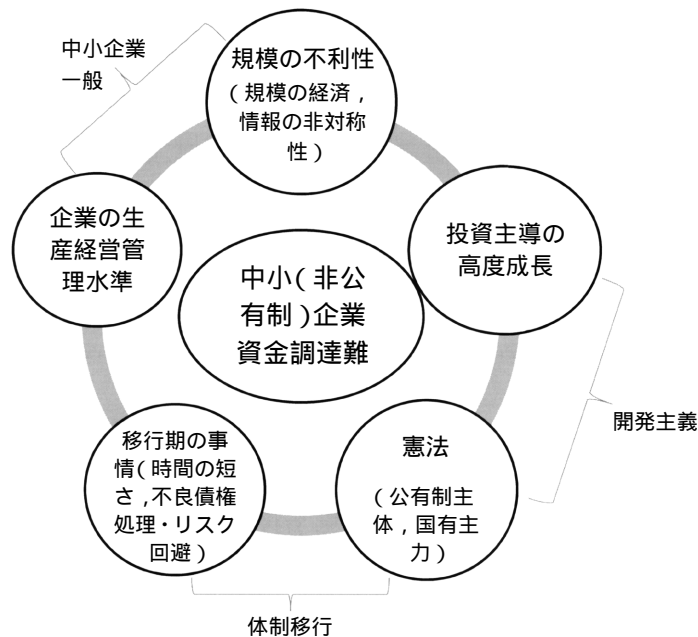
3) 「金融引き締めで中小困窮 中国で『地下金融』広がる」『日本経済新聞』2011年10月2日

の「中小企業金融」は比較的新しい課題であることを、制度改革と資金循環構造の変化を振り返ることで跡付け、中国において「中小企業」とはどのような存在であり、なぜ正規金融からの資金調達の制約が強くても発展しえたのか、そして「中小企業金融」拡充がなぜ課題となっているかを概観する。そして中国の中小企業の資金調達難をもたらしている理由を、企業規模の零細性に加えて、制度改革（市場経済化）過程と「社会主義市場経済」という体制の構造に求め、中小企業の資金調達難を構造的に把握することを試みる。

予め、結論を述べておくと、これまでの中国における中小企業の資金調達難は、単に中小企業一般の論理からのみ説明できることではなく、これに計画経済から市場経済への体制移行、成長志向の開発主義を加えた3つの要素から構造的に説明されるべきであるということである（図1参照）。すなわち、制度改革の過程をふまえた一定のタイムスパンをとってみた場合の、「中国の中小企業金融」のもつ特徴を明らかにすることを本稿の目的としている。

なお、系統的事実関係や統計数字は入手の制約から2010年までを中心としていることを予めお断りしておく。

図1 中国の中小企業の資金調達難分析の視角



(出所) 筆者作成。

1. 日本国内における中国の中小企業金融研究

中国における中小企業金融に関連する研究は、中国国内で発表されたものだけで、事実の紹介レベルのものを含めればすでに膨大な数にのぼり、また特定分野では中国以外でも(外国語による)研究が存在している。ここでは紙幅と筆者の整理力の制約から、日本国内で発表された研究について紹介しておく。中国語や英文での研究の一部は、以下で紹介する研究のなかで利用されており、必要に応じて本稿でも言及する。

まず、中国のマクロ的金融の実証分析のなかに中小企業金融を位置づけた研究としては唐成(2005)があげられる。ただ、著書全体では現代経済理論、金融理論をふまえた分析が行われているものの、中小企業金融については既存資料を用いた記述的分析で全体像を描く試みに止まっている。なお後述のように唐成氏はリレーションシップ・レンディングについて理論的・実証的研究成果を公表しており、現代経済学の方法から中国の中小企業金融についての研究を継続している。

大倉(2009)はInvestment Climate Survey_chinaのデータを利用してプロビット分析を行い、企業規模と銀行借入との間には有意な関連があること(企業規模が小さいと銀行借入が困難になる)、意外にも所有制の違いが資金調達の有無に有意な相関をもたないことなどの計測結果を示している。一般的認識と異なるについて、大倉は、大倉・玄(2009)において、現状では国有商業銀行の貸し出しが国有企業に集中していると指摘しつつ(非公有制向け貸し出しを増やす動きも認めながら)、中小企業の資金調達難の原因を企業規模と所有制の別で区別して定量分析するのは、公表統計や調査資料からでは難しく、中小企業の資金調達難は、企業側、銀行側の問題、制度・政策的問題が絡み合って発生しており、中小企業が発展している地域の中小企業の性格が多様で(元々非公有制主体、公有制主体、元国有主体等)総合的な把握が難しいと述べている。

また計(2006)は、途上国の持続的経済発展を支える金融システムのあり方という視点から、実態調査結果をふまえて理論的に検討しており、インフォーマルなルール、「信頼」が正規金融システムを代替し、情報の非対称性を低減して中小企業の資金調度を可能にし、その成長を実現したと指摘している。

以上が、中小企業金融の総論的な分析を、理論的フレームワークをふまえて検討したものである。このほか総論的論文・報告書としては、独立行政法人国際協力機構・中華人民共和国中国人民銀行(2005)、国際協力銀行中堅・中小企業支援室(2006)、李彭(2008)、塚本(2003)等がある。

次に、各論に関しては、リレーションシップ、企業間信用、地域金融、信用保証、非正規金融(民間金融)、その他の領域から、以下のような研究・報告がある。唐成(2011)はリレーションシップ・レンディングの概念を整理したうえで、浙江省における独自調査で収集した個票データを用いて推計を行い、財務状況の良い企業は銀行からの借り入れ能力が高く、銀行との取り引き年数が長いほど融資が得やすいこと、産業集積内では融資のプラスの利便性があること、取り引き銀行数が多いほど借り入れ制約度が高くなること という結果を得ており、最後の点から特定金融機関との緊密な関係が借り入れ条件の改善に有効であるという含意を導いている。

範(2011)は、中国では正規金融機関の対中小企業融資や信用補完制度(信用保証制度)には限界があるとして、中小企業と銀行との間の情報の非対称性を低減するリレーションシップ・レンディングに関して、山東省青島の1企業が展開する貸借仲介サービスの有効性について論じている。

白石・矢野(2011)は、法制度や正規金融システムが貧弱な中国でなぜ高度成長が可能になってきたのかという先行研究の問題提起と検討を受けて、蘇南地域における企業調査にもとづき、企業間信用が銀行融資に劣らない利便性の高い資金源になっていること、与信側企業は支払ってもらえないというネガティブな事情によるのではなく販売促進のために能動的に与信を行っていること、企業間信用が長期資金の調達としても機能する事例があること、業績の良い企業ほど受信能力が高いことを明らかにしている。白石・矢野(2011)は「中小企業」を対象としてはいないが、非公有制企業を主対象とする研究であり、中国の事情から中小企業金融関連の研究とすることもできる。

また、白石・矢野(2003)は90年代のデータから投資関数を推定し、所有制差別待遇による企業間資金配分の偏在性を指摘している。このほか、渡邊(2011)は、公有制優遇下で体制外から企業が参入し、急成長できたのは、売り手・買い手間での与信、前金・残金の支払いのタイミングの調整により確実に資金が支払われる仕組みが形成されたためであるとしている。

支店を全国展開する国有商業銀行ではなく、特定地域を中心に営業する金融機関を地域金融に含めると、都市エリアでの金融としては、門（2011）がある。金融の地域分断性の下での都市商業銀行の経営について丁寧な検討が加えられ、中小企業金融に関しては資金力が増し運用手段が多様化したことで却って中小企業金融に重点を置かなくなったことが指摘されている。農村金融に関しては、河原（2005a）（2005b）が農村信用合作社の歴史的過程と2000年代半ばまでの状況を包括的かつ具体的に整理している。また韓（2008）は農村信用合作社の改革に焦点を当てて地域金融機関としての有り方を展望している。

信用補完制度（信用保証制度）の研究に関しては、森田（2004）、李昕（2005）、李昕・石田（2005）、駒形（2005）、唐斌（2011）、胡（2004）などがある。森田（2004）、李（2005）、駒形（2005）は、中国における「信用補完制度」の試みを実態調査や文献にもとづいて検討したものであるが、唐斌（2011）は、遼寧省丹東市の保証会社を事例に、体制移行期にあって銀行が本来担うべきでありながら担えていない機能を、保証会社が代行している点に着目し、中国の中小企業信用保証制度は、単なる「補完制度」ではなく、西側の信用保証制度とは異質の存在であることを主張している。

企業間信用や信用補完制度は、正規金融の銀行融資をめぐる情報の非対称性の問題や法・制度的問題を背景にもっているが、同様の背景をもつのが、非正規金融に含まれる「民間金融」である。「民間金融」については、陳（2010）が系統的に分析しており、陳（2012）でも近年の状況を簡潔に論じている。計（2006）がインフォーマル金融で指摘した「信頼」を、陳は中国東南沿海部の歴史的経験から説き起こし、実態調査をふまえて検討している。そこでは、中国のインフォーマル金融は「改革」と「開放」の下で、生産経営活動の発展に貢献したが、そこには伝統の「復活」という側面もあり、伝統の復活が計画経済から市場経済への移行を促進している面があると主張している。また、劉（2007）は消費者金融の視点から「民間金融」をとらえている。

このほか政策金融としての研究には、政策金融の重点を中小企業金融に置くべきであると述べた南（2010）がある。投資ファンドや直接金融に関する研究には、創業・投資ファンドを扱った李彭（2009）が、中小企業向け株式市場を扱った研究には、鈴木・手嶋（2009）がある。

土屋（2007）は、浙江省温州市と安徽省合肥市の調査を踏まえ、中国におけ

る中小企業金融の地域特性・格差に関する比較を行っている。また、日本貿易振興会（日本貿易振興機構）(2001) (2004) は、浙江省や山東省を中心とする現地調査結果の情報を提供しており、また、専修大学が平成 16～20 年度にかけて私立大学学術研究高度化推進事業オープン・リサーチ・センター整備事業研究（東アジア諸国の産業発展と中小企業）として実施した調査では、天津、蘇州、温州でのアンケートによる横断的比較が行われており、そこに中小企業の資金調達問題も含まれている。アンケート結果自体は非公開だが、結果の一部紹介と分析は、駒形 (2007)、黒瀬 (2010) 等で行われている。

2. 制度改革（体制移行）と中小企業 中国における「中小企業」とは

本節では、中小企業金融がなぜどのように政策課題となってきたかを説明するために、まず制度改革に伴うマネーフローの構造変化について述べ、次いで実体経済領域の改革と金融システムの改革とがどのように関連してきたかを跡付ける。

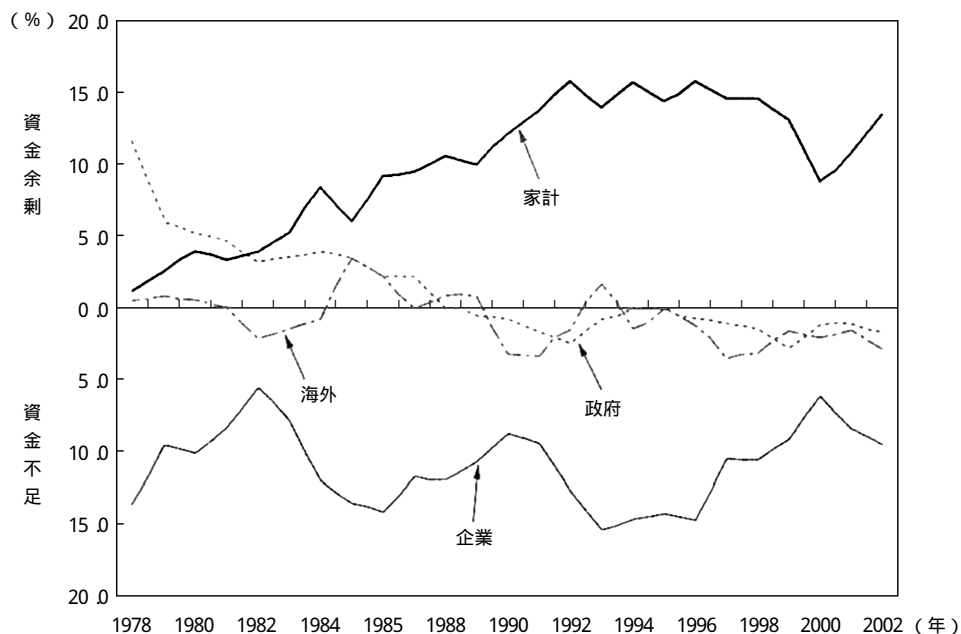
(1) マネーフローの構造変化⁴⁾

計画経済期（ここでは 1970 年代末までとする）には、価格設定と生産・流通の統制により、国民所得のうちの労働分配部分を超える粗利潤部分（ないしその処分権）のほとんどが国家財政に集中され、国が投資主体となって工業部門の建設、特に重工業部門の建設に投じられていた（計画経済期の資本蓄積メカニズム）。具体的には賃金財たる食糧と軽工業原料である綿花を低位な統制価格で強制買付し、都市労働者の低い賃金水準・低い軽工業原料価格と高い軽工業製品価格との差額から生まれる利潤を、国家財政を通じて重工業の建設に投入するというものであった。ここでは、金融機関は単なる国家財政の出納機関であり、金融仲介や信用創造といった市場経済における金融機能は持っていなかった。

図 2 は、1978 年以降のマクロの部門別資金過不足の推移をみたものであるが、「政府部門」が資金余剰セクターとなり、政府部門から資金不足セクター

4) 本項の記述は駒形 (2011) にもとづく。

図2 部門別資金過不足の対名目 GDP 比率（％）



（出所）唐成（2005）p. 33

の「企業部門」に資金を供給することになっていることが70年代末の部分から見て取れる。

11期三中全会，1979年9月の11期四中全会で，農作物買付価格引上げならびに農業生産財価格引き下げ（＝農家交易条件の改善），強制買付量の引き下げ，自留地・副業・集市の復活，作付け制限緩和が決定され，生産隊を単位とする請負制が容認された。さらに実態が先行していた農家単位の請負制が80年には部分的に追認され，農家単位の請負制は84年までに全国に普及した。

農作物買付価格を引き上げるということは，従前の資本蓄積メカニズムを起点から破壊することを意味した。食糧の買付価格を引き上げつつも，当初は消費者価格を据え置いたが，財政的負担からそれは早晚限界に達することは明らかだった。つまり低廉な賃金財，工業原料の調達により軽工業部門に高利潤を保障する仕組みそのものがもはや維持されなくなり，そして国民経済の投資効率を改善するには，経済計算主体を国から個々の経営体までおろすことが必然化してくるのである。個別の経営体の経済計算を保障するには，従前の価格体系の変更もまた必然となって，価格改革が進展した。

農作物買付価格引き上げ・農業生産財価格引き下げは農家に拡大再生産の原資をもたらし、請負制はこの原資を拡大させるインセンティブとして作用した。これら一連の農業の制度変化は、農業生産の劇的増加をもたらし、経済成長の制約条件を大幅に緩和しただけでなく、農家の所得水準を高め、膨大な内需と資金余剰を発生させた。さらに農家単位請負制の普及と農業生産性の上昇は余剰労働力を顕在化させ、農村内社会的分業を深化させた。

都市でも 1978 年から奨励金・出来高制が復活し、79 年に賃上げが実施され（77 年から賃金等級引き上げ）、労働分配は増加した。都市部では国有企業改革の実験が 1970 年代末から始まり、84 年から企業自主権の拡大と製品の計画外流通が認められた。

これら農村と都市での制度改革により膨大な内需と貯蓄が形成され、このことは資本蓄積構造を根本的に変えた。既述のように都市・農村の個別経営主体が独立採算を行うことは、価格制度改革を必然化し、投資構成にも変化が生じ、国民所得、マネーフローの構造に巨大な変化をもたらした。家計部門が巨大な資金提供部門になったことで、金融仲介機能を果たす銀行の役割が重要になったのである。

（2）非金融営利性事業体の改革と間接金融システム改革

いわゆる漸進的移行を続けてきた中国においては、金融仲介機能の整備もまた漸進的であった。表 1 は、実態経済（非金融営利性経営体）に関する制度改革と間接金融システムの制度改革を本稿で必要な項目を中心に対照させたものである。

1980 年代前半には、都市部・国有セクターを中心とする企業（当時は「国営」企業）の自主権拡大と、農村部門の経営体の自主権拡大が実施され、企業・経営体の自律性の拡大に伴い、資金の効率的配分の仕組みが必要になった。これに対応するように、金融システムのほうは、人民銀行を中央銀行とし、その下に農業、短期事業資金、長期資金、外国為替といった専門分野に特化した専門銀行が設立された。そして国有企業の経営資金は財政給付から銀行貸出しへ切り替えられた。また、農村部では農業改革がもたらした余剰資金を、農村に設立された、自治体主導の農村企業体である郷鎮企業に供給するべく金融緩和が実施された。

経済研究所研究報告（2012）

表1 非金融営利性事業体と間接金融システム関連の改革（1970年代末から国際金融危機まで）

	非金融営利性事業体			間接金融システム
	国有企業	農村	非公有制経済	
1970 末	企業自主権拡大			
1981		個人事業（個人経営）経営容認		
1982			個人事業雇用容認	
1983		郷鎮企業発展促進		
1984	市場導入	～請負制普及，個人事業雇用容認		～ 84：機能別專業銀行システム，郷鎮企業融資緩和
1985	財政支給から銀行融資へ			
1987			13回党大会，非公有制企業発展容認	87～ 株式制銀行設立
1988			憲法改正「社会主義公有制経済の補充」，「私営企業暫定条例」	
1993	現代企業制度（国有企業の自己資本形成，有限責任制）		14期三中全会「異なる所有制間の平等な競争条件創造」提唱	金融体制改革に関する決定
	会社法			
1994				政策銀行設立
1995	大企業確保，小企業自由化の方針			中央銀行法，商業銀行法（専門銀行から商業銀行へ／機能分業から相互競争へ），都市信用社から都市合作銀行へ（98～ 都市商業銀行へ）
1997			15回党大会「社会主義市場経済の重要な構成要素」	
1998			中小企業司設置	
1999	戦略的改組		憲法改正（補充 重要な構成要素）	資産管理公司（不良債権買取機構）設立，農村合作基金会閉鎖
2001			民営企業家入党正式許可	
2003			中小企業促進法	農村信用社改革（農村商業銀行，合作銀行への改組）
			16期三中全会「非公有制経済の発展を奨励，サポート，誘導」	
2004			全人代：私有財産権の保護，私営企業家の共産党入党に道を開く「3つの代表」思想を憲法明記	
2005			「个体私営等非公有制経済の発展を奨励・サポートし誘導することに関する若干の意見」	
2007			物権法	郵貯銀行設立

（出所） 各種資料により筆者作成。

1990年代に入り、中国が自らの経済体制を「社会主義市場経済」であると宣言してからは、企業改革は単なる自主権拡大から所有権に踏み込んだ改革へと進んだ。それまで国有企業は自己資本を持たず、欠損や事業失敗の責任をとりえなかったが、「現代企業制度」の導入により、自己資本を持って企業資産の増殖を追求する存在となった。そして国（中央・地方政府）は出資者となって建前上、経営には直接介入しない仕組みとなった。自己調達資金を効率的に利用する方向性を生来備えている非公有制企業群が80年代に生成し、90年代以降、規制緩和により発展したことに加え、国有企業セクターにも資金を効率的に使用する圧力が一層加わった。

金融システムもこれと並行して制度改革が行われ、上記の専門銀行は商業銀行となって専門の壁が取り払われ、相互に競争する存在となった。非金融部門において企業は自律的に経営を行い、市場において競争する主体と位置づけられたことに対応して、金融部門も、貯蓄を効率的に配分する方向性を与えられた。

（3）担い手の交替

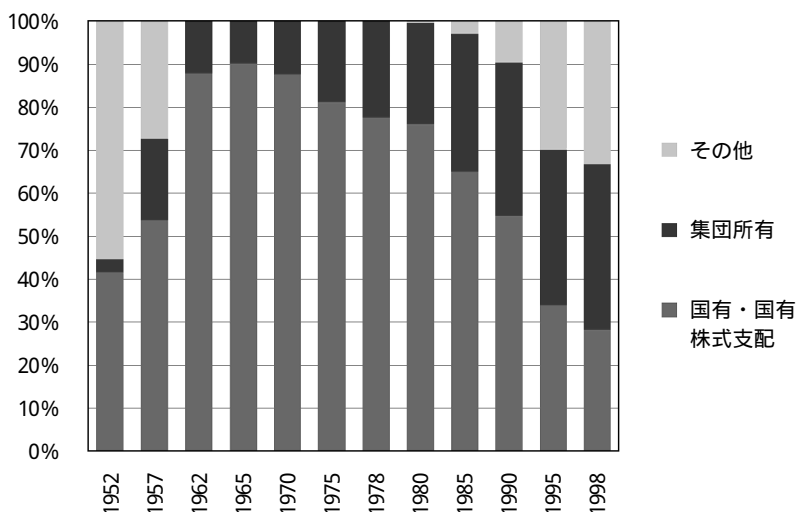
1990年代初頭まで、中国は自らの経済体制を「市場経済」とは呼んでいなかったが、物的な財の取引を中心に市場メカニズムの導入を徐々に進めてきた。70年代末から90年代初頭までは、企業の所有形態は可能な限り公有制（国有+集団所有）企業のままで国民経済の成長と資源配分の効率化を目指してきたといつてよい。

しかし、その試みは、一方で国有セクターの相対的な後退をもたらしてきた。工業部門でみると（図3）、1980年代には農村企業体である郷鎮企業が、国有企業が手を出さないニッチな領域や、国有企業と直接競合する織布等の軽工業部門で成長機会を攬み、国民経済における生産額シェアを拡大した（図3の集団所有の部分）。

同時に、1980年代には非公有制企業群も許容されるようになった。そして90年代前半に所有制に踏み込んだ国有企業改革が行われ、非公有制企業群に対する規制がさらに緩和されると、生まれながらの非公有制企業群と、公有制での経営に行き詰まり非公有制に転換された企業群の生産額シェアが伸びた。

非公有制企業のプレゼンスが1990年代末までにはすでに図3にみるように

図3 工業総生産額所有制別構成



（出所）『中国統計年鑑』各年版により筆者作成。

高まっていたにも関わらず、国有銀行を中心に既存金融機関は主に公有制企業向けの資金供給を行っていた。この矛盾が、中小企業金融の整備の必要性を喚起することになる。「非公有制」企業への資金供給が、「中小企業」への資金供給となぜ関わってくるのか この点を次にみていくことにしよう。

（4）中国における「中小企業」とは

中国で「中小企業」を対象とする所轄官庁が設置されたのは、ようやく1998年になってからのことであり、「中小企業促進法」という中国初の中小企業を対象とした包括的法律が施行されたのは2003年である。また、企業規模の区分も、それまでは工業部門のみで、生産能力や生産額から産業ごとに詳細に決められていたが、同じく2003年に簡素化した区分が制定され、2011年にさらに改定された（最新区分は表2参照）。

しかし、それ以前に中国に中小企業がなかったわけではない。計画経済期においても、人民公社の社隊企業や「五小工業」といった農村部の公有制企業群は概して「小規模」であり、1978年時点で工業企業の99%以上は、当時の区分で中小企業であった。また、1980年代～90年代初頭に農村の雇用創出と所得向上、労働集約型製品の輸出に貢献した「郷鎮企業」には大規模に発展したものもあったが、多くは中小規模であった。

中国の社会主義市場経済と中小企業金融

表2 中小企業区分再改訂基準（2011年改定）

業種	指標	単位	大型	中型	小型	微型
工業	従業員数(X)	人	X 1000	300 X < 1000	20 X < 300	X < 20
	営業収入(Y)	万元	Y 40000	2000 Y < 40000	300 Y < 2000	Y < 300
建築業	営業収入(Y)	万元	Y 80000	6000 Y < 80000	300 Y < 6000	Y < 300
	総資産額(Z)	万元	Z 80000	5000 Z < 80000	300 Z < 5000	Z < 300
卸売業	従業員数(X)	人	X 200	20 X < 200	5 X < 20	X < 5
	営業収入(Y)	万元	Y 40000	5000 Y < 40000	1000 Y < 5000	Y < 1000
小売業	従業員数(X)	人	X 300	50 X < 300	10 X < 50	X < 10
	営業収入(Y)	万元	Y 20000	500 Y < 20000	100 Y < 500	Y < 100
交通運輸業	従業員数(X)	人	X 1000	300 X < 1000	20 X < 300	X < 20
	営業収入(Y)	万元	Y 30000	3000 Y < 30000	200 Y < 3000	Y < 200
倉庫業	従業員数(X)	人	X 200	100 X < 200	20 X < 100	X < 20
	営業収入(Y)	万元	Y 30000	1000 Y < 30000	100 Y < 1000	Y < 100
郵政業	従業員数(X)	人	X 1000	300 X < 1000	20 X < 300	X < 20
	営業収入(Y)	万元	Y 30000	2000 Y < 30000	100 Y < 2000	Y < 100
農林水産業	営業収入(Y)	万元	Y 20000	500 Y < 20000	50 Y < 500	Y < 50
宿泊業	従業員数(X)	人	X 300	100 X < 300	10 X < 100	X < 10
	営業収入(Y)	万元	Y 10000	2000 Y < 10000	100 Y < 2000	Y < 100
飲食業	従業員数(X)	人	X 300	100 X < 300	10 X < 100	X < 10
	営業収入(Y)	万元	Y 10000	2000 Y < 10000	100 Y < 2000	Y < 100
情報通信業	従業員数(X)	人	X 2000	100 X < 2000	10 X < 100	X < 10
	営業収入(Y)	万元	Y 100000	1000 Y < 100000	100 Y < 1000	Y < 100
ソフト・情報技術サービス業	従業員数(X)	人	X 300	100 X < 300	10 X < 100	X < 10
	営業収入(Y)	万元	Y 10000	1000 Y < 10000	50 Y < 1000	Y < 50
不動産開発経営	営業収入(Y)	万元	Y 200000	1000 Y < 200000	100 Y < 1000	Y < 100
	総資産額(Z)	万元	Z 10000	5000 Z < 10000	2000 Z < 5000	Z < 2000
不動産管理	従業員数(X)	人	X 1000	300 X < 1000	100 X < 300	X < 100
	営業収入(Y)	万元	Y 5000	1000 Y < 5000	500 Y < 1000	Y < 500
リース・ビジネスサービス業	従業員数(X)	人	X 300	100 X < 300	10 X < 100	X < 10
	総資産額(Z)	万元	Z 120000	8000 Z < 120000	100 Z < 8000	Z < 100
その他	従業員数(X)	人	X 300	100 X < 300	10 X < 100	X < 10

(出所)「統計上大中小微型企業劃分辦法」国家統計局ウェブサイト

1990年代末から2000年代初頭にかけて中小企業を対象とした所轄官庁が設立され、法律が制定、施行された背景には、雇用と成長の担い手としての非公有制経済振興が必要であったことが指摘できる。1980年代に非公有制経営体がまず個人経営から解禁されたのも公有制部門では雇用を創出しきれなかったためであり、個人経営の発展が一定数以上を雇用する私的経営の許容につなが

った。

1990～99年の雇用数の増減率をみると、国有企業は-2%、個人経営+13%、私営企業+32%、外資系企業+28%となっており、国有企業は所有制に踏み込んだ改革が行われながらも、競争の激化と産業構造の調整により、借入の返済が滞り、リストラを迫られるようになった。ここでは数字を示していないが80年代から90年代初頭にかけて1億人以上の雇用を生み出した郷鎮企業も競争の激化で公有制としては行き詰った。

かくして雇用創出と国民経済の持続的成長のために、非公有制企業群の振興が必要となり、1993年には共産党第14期中央委員会第3回全体会議で「異なる所有制間の平等な競争条件の創造」が提起された。そして1997年の共産党の第15回大会では、非公有制経済が公有制と同等と位置づけられ、99年には憲法が党大会の決定に沿って改定された。ただし、所有制をめぐる議論は、なお「政治化」するリスクを孕んでおり、政治化を回避するため、非公有制企業を「中小企業」と呼び換えたという側面もあったと考えられる。

なお、アジア通貨危機の影響が、中小企業主体で発展してきた台湾では比較的軽微で、財閥大企業体制で発展してきた韓国では著しかったとみて、この時期、中小企業振興が提起されたという側面もあると指摘されている。

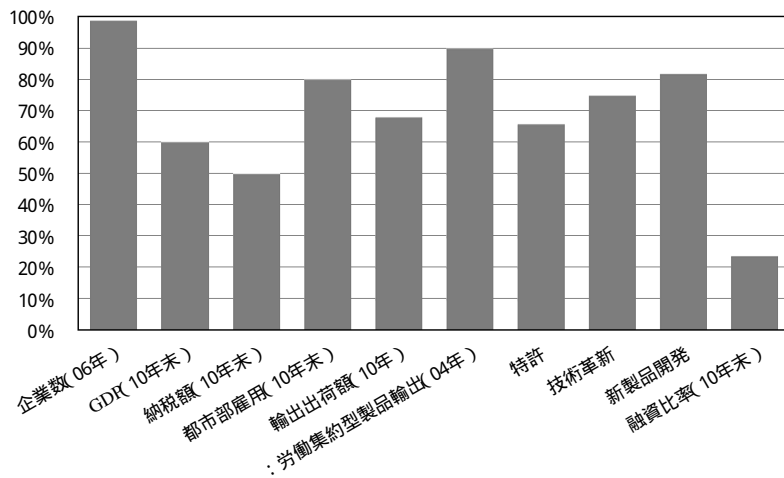
非公有制振興を「中小企業振興」で呼び換えたという点は、中国の中小企業と非公有制企業との間に重なりが多いことに示されている。表3は、2004年経済センサスの結果をもとに、個人経営を含まない事業所統計をまとめたものだが、純粋な公有制は企業数の約15%にすぎない。さらに個人経営を含む事業所ベースでは、4,239万社（2009年）の99%以上が非公有制企業である。

表3 中小企業の企業形態別構成（2004年第1回経済センサス）

	企業数 (%)	従業員数 (%)	年商 (%)	総資産 (%)
国内資本	95.4	85.6	82.4	80.5
：国有+集团所有	15.8	21.1	25.7	17.2
：株式, 有限責任	12.3	22.7	33.5	28.0
：私営企業	61.9	37.9	20.8	32.5
：その他	5.5	3.9	2.5	2.8
香港・台湾・外資系	4.6	14.4	17.6	19.5

（出所）中国中小企業協会・南開大学中小企業研究中心（2008）p. 22 により筆者作成。

図4 中小企業の占める割合



(出所) 李子彬主編 (2009) p. 56, p. 191, 同 (2011) p. 5, p.51

このように、非公有制企業と大きく重なる中小企業が中国全体の生産額，納税額，雇用数，輸出額等に占める割合は2000年代には図4のように高くなっており，中小企業 非公有制企業の振興は，中国経済の安定と持続的成長にとって重要な政策課題となっている。

(5) 「在来型」中小企業をめぐる昨今の環境

中小企業は大きく、「在来型」と「科学技術型」という2つの類型に分けられ，特に昨今経営環境の悪化が伝えられているのは前者に含まれる企業群である。図4の特許(数)，技術革新，新製品開発等での比率の高さは主に後者によるものとみられる。

労働集約型輸出で中小企業は中国の圧倒的比率を占めていたが，2004年頃から東南沿海地域での労働力不足と賃金水準の急激な上昇が発生するようになり，2005年からは為替レートが上昇するようになってきた。低付加価値製品の輸出に依存した成長方式の転換が目指され，原燃料価格上昇も相まって，従前の労働集約型製品の輸出企業にとって経営環境は悪化してきていた。また，国内市場対象の企業群も競争の激化と市場の需要水準の上昇に対応できないものは淘汰の危機にさらされるようになった(もちろん，それまで企業が淘汰の危機にさらされていなかったわけではない)。すでに2008年上半期段階で，中小企

業の生産停止・半停止は6.7万社に達し、約2,000万人がレイオフされていたという。

そこに2008年秋、リーマンショックが発生し、国際金融危機の影響は、輸出環境の悪化を通じて国内経済にも波及してきた。以後、外需の縮小を内需で補って成長を維持する試みが、財政支出と銀行融資により展開され、公共事業、インフラ建設が行われた。同時に、中小企業 非公有制企業の成長による雇用の創出や中小企業 非公有制企業の創業があらためて奨励され、中小企業振興の重要性はさらに高まった。

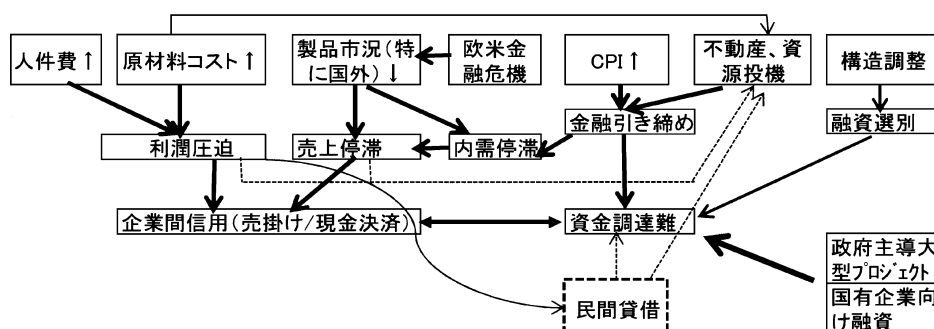
上記のような経営環境の変化にもかかわらず、2003年から2008年にかけては、中小工業の企業数は118%増、従業員数は55%増、工業総生産額は262%増、主営業収入は261%増という良好なパフォーマンスを示していたが、中小企業が最も困難な状況にあったとされる2009年1~2月には、中小工業の生産額はわずか5.9%増(22.9ポイントの低下)、実現利潤は19.3%減少(52.3ポイント低下)となっていた⁵⁾。

2009年9月には「中小企業の発展をさらに促進することに関する国務院の若干の意見」(“国発36号”)が出され、金融・財政支援、技術進歩・構造調整加速、市場開拓支援、企業の経営管理水準向上が打ち出された。にもかかわらず、なお既述のように、中小企業の苦境が伝えられており、第12次5か年計画(第3編第9章第5節ほか)では中小企業・民営(非公有制)経済重視が最近の5か年計画では初めて独立した項目として記述されている。さらに2012年の全国人民代表大会では、中小企業のなかでも重点対象が「小型」「微型」企業であることが示された。

在来型中小企業のなかでも市場開拓と生産管理水準の向上が可能な企業が存在していることも事実であるが、そうではない在来型中小企業群の多くは、図5のような構造のなかで苦境に陥っており、複合的・構造的な要素が集約的に表れたのが資金調達難である。企業間競争の激化に加え人件費、原材料コストの上昇が経営を圧迫し、他方で内外市場は停滞(海外市場はリーマンショックの落ち込みから一旦回復したが、欧州危機の影響を受ける)、特に人民元上昇が輸出競争力を削ぐ状況になっている。リーマンショック以後の金融財政の緩和措置はまず政府主導・国有プロジェクトに向かい、2010年末からマクロ政策として

5) 「国務院關於促進中小企業發展情況的報告」中国人大網、2009年12月25日

図5 「在来型」中小製造業の困難



(出所) 筆者作成。

インフレ対応が必要になると、中小企業の資金調達の難度が直接的に増すだけでなく、元高に調整され輸出環境も悪化した。

資金難に直面した企業のなかには、より高い金利で非正規金融から資金を調達する企業があり、またモノづくりに疲弊した企業家のなかには資金を不動産などで運用する者もあった。だが、経営に行き詰まり借入れ返済が不能になった経営者の失踪や自殺が発生したり、不動産バブル抑制策が採られたりして、これらの資金を媒介した非正規金融の一部の貸借の連鎖が切れる問題が発生した。そこで2011年10月には温家宝総理が紹興、温州を視察し、中小企業の発展支持を確認することになった。

また、政府活動報告でも強調されている、エネルギー・資源の高消費企業、環境汚染排出産業の整理を含む環境構造調整は、既存中小企業の整理にもつながるため、退出補助金が出ているようだが、痛みを伴うものとなっている。

3. 中小企業の資金調達

(1) 相対的に低い非国有企業向け融資

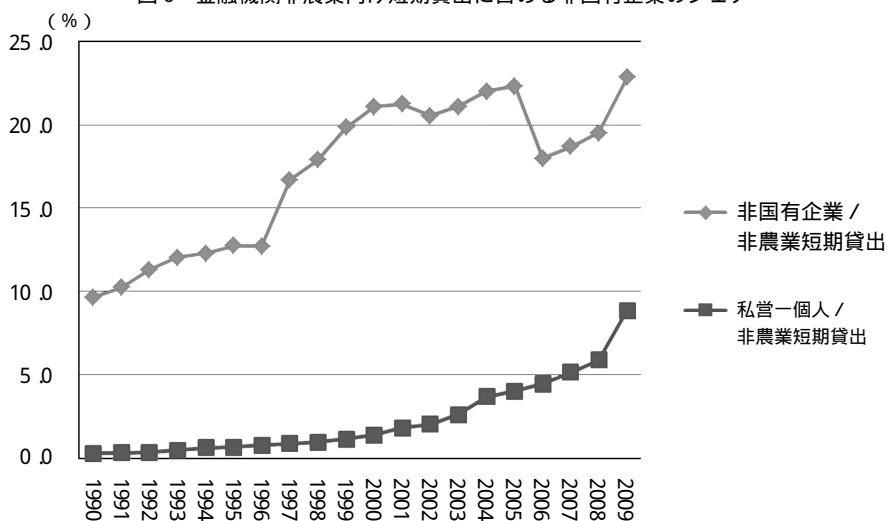
中国において正規金融にみる金融面での中小企業のプレゼンスは、企業数や生産額、輸出額、納税額、雇用といった非金融面での国民経済におけるプレゼンスと比較して相対的に小さい。

「中小企業向け貸出し」として時系列統計が得られるのは一部地方(温州など)の統計年鑑に限られている(このほか人民銀行の「区域金融報告」には一部地

方の断片的数字が載っている）ため、ここでは既述のとおり中小企業と非公有制企業とが大きく重なっていることに着目し、非公有制企業向けの間接金融の状況について紹介する。なお、1980年代から90年代初頭にかけては、郷鎮企業が中国の中小企業の代表的存在であったことから、非国有（集団所有という公的所有も含む）指標もみておくと、金融機関の非農業向け短期貸出額に占める非国有企業のシェアは2000年代前半の一部の年を除き上昇傾向にはあるが、それでも2009年段階で20%余りの水準にすぎず、非公有制に限れば10%に満たない（図6）。その後貸出シェアは向上していると思われるが、入手できた年次の統計を整理する。

ちなみに、計画経済時代の都市集団所有制向け貸出しと農村の人民公社経営体（社隊企業）向け貸出しを中小企業向け貸出しとみなすと、数字が得られる1971～77年の平均では2.3%にしかならず、計画経済時代は国有部門・政府部門に資金供給が集中されていたことがうかがわれる⁶⁾。

図6 金融機関非農業向け短期貸出に占める非国有企業のシェア



（注）非国有企業：私営企業・個人経営十郷鎮企業十外資系企業。非農業向け短期貸出：1993年までは「流動資金貸付」から「その他」を除いた値。1994年以降は「短期貸出」から「その他」と「農業貸出」を除いた値。

（出所）『中国統計年鑑』各年版、『中国統計摘要』2011年版、『1949-2005中国金融統計（上冊）』により筆者作成。

6) 蘇寧主編(2007)『1949-2005中国金融統計（上冊）』中国金融出版社による。

(2) 中小企業の資金調達ルートとその特徴

系統的統計は欠いているが、「中小企業」としての資金調達ルートについての調査結果はいくつか存在している。このうち 2000 年代以降のデータを含む調査結果の一部を紹介する。なお、何をもちて「中小企業」としているか不明のものもあり、直接的比較には慎重である必要がある。

中小企業と非公有制企業との重なりの大ささ、国民経済におけるプレゼンスに見合わない、銀行融資額に占める非公有制企業の割合の低さから類推できるように、中小企業の資金調達ルートに関する調査の多くは、中小企業の自己資金依存度の高さを指摘している。たとえば、中国人民銀行研究局の研究による表 4 によれば、中小企業は必要な資金の半分前後を自己資金で賄っており、自己資金の比率は低下傾向にあるが、それでも銀行借入よりも依存度が高いことが示されている。

また、企業規模が小さくなるほど、正規金融による資金調達は困難になり、自己資金や非正式な金融手段に頼らざるをえなくなっていることが、いくつかの調査で示されている。例えば、北京、天津、河北、浙江の 352 社を対象に資金調達構成をみた表 5 では、従業員規模が小さくなるほど自己資金（「所有者」

表 4 中小企業の資金調達ルート (%)

年	自己資金	銀行借入	他企業からの借入	知人・友人からの借入	株式・債券発行	政府資金	その他*
2001	55.4	34.5	2.0	1.9	0.0	0.2	6.0
2002	48.7	40.9	2.7	0.9	0.1	0.3	6.4
2003	45.9	40.0	3.9	1.5	0.4	0.5	7.8

(注) 意味不明の項目は「その他」に含めている。

(出所) 李子彬主編 (2010) p. 59

表 5 北京、天津、河北、浙江の352社の資金調達源構成 (金額比率) 単位: %

資金源泉 従業員規模	所有者	留保 利潤	非正式 株式	銀行 融資	信用社 融資	商業 信用	非正式 融資	株式 上場	債券 発行
50人未満	42.3	13.9	6.2	5.4	8.3	15.4	8.5	0.0	0.0
50以上100人未満	32.2	11.8	4.4	20.6	7.0	18.5	4.8	0.7	0.0
100以上500人未満	27.7	10.3	0.8	22.6	6.6	27.8	2.7	0.9	0.6
500人以上	19.3	15.2	0.4	47.1	2.0	13.5	0.0	1.4	1.1

(原出所) 楊思群 (2002) 『中小企業融資』民主與建設出版社, pp. 57-59

(出所) 陳乃醒主編 (2003) p. 86

欄、「留保利潤」欄)や非正式な手段(「非正式株式」「非正式融資」)の比率が高くなり、金融機関からの借入れ(銀行融資)の比率が下がることが読み取れる。なお、信用合作社の比率は逆に従業員規模が小さいほど高くなっており、信用合作社の融資が中小企業金融の役割を一部果たしていることも示唆される。

小規模企業ほど金融機関から借入れ比率が低く、非正式・非正規のルートからの調達比率が上がる傾向は、世界銀行の調査からも読み取れる(表6,7)。表6では、また運転資金調達に占める地場銀行の比率が5割を超える企業の比率も、上記と同様の傾向を示す一方、従業員規模250人以上の企業群でさえ、約4割は銀行からの借入れがないことも示されている。ただし、借入れがないことは自己資金で十分資金需要を賄えるため借入れの必要がないという可能性もあり、借入れのないことを全てネガティブに評価すべきではない。

また、企業規模が大きくなるほど資金調達手段としての企業間信用の比率が高まっていることは白石・矢野(2011)の示唆と関連して興味深い。

なお、雇用者10人未満の企業で、運転資金調達に占める地場銀行の比率が5割を超える企業の比率や、投資資金調達に占める地場銀行の比率が必ずしも最も低いわけではない理由は不明である。

所有制の影響については、古い調査(1998年)になるが、北京、遼寧、江蘇、浙江、湖北、広東、雲南の7省・市、3,027の中小企業を対象とした調査報告によると⁷⁾、国有企業の68.7%は借入れ、それも国有商業借入れがある一方、集団所有、個人経営・私営企業ではこの比率がそれぞれ49.9%と52.9%となり、しかも借入先に国有商業銀行以外が含まれるようになっている。

にもかかわらず、大倉(2009)の計測では、所有制と銀行借入れとの間に有意な関係を見いだせなかった。これは大倉・玄(2009)が指摘するように、中小企業が発展している地域の中小企業の性格が多様で(元々非公有制主体、公有制主体、元国有主体等)総合的な把握が難しいためである可能性がある。たとえば、2001年に行われたアジア開発銀行による、異なる発展の構造をもつ複数の地域を対象とした調査(表8)によれば、生来の非公有制企業が発展している温州、南海では、たしかに資金調達先として「個人・家族」のプレゼンスが高いが、「銀行借入」も他の地域と比べたい資金調達になっていることが伺われる。地域経済の発展がもたらした貯蓄が金融機関に蓄積され、地域内に非公

7) 大倉(2009)pp. 2-3。元調査は林漢川・夏敏仁・何傑・管鴻禧(2003)。

中国の社会主義市場経済と中小企業金融

表6 運転資金の調達手段別構成 (2002年, 単位: 社, %)

	全企業	雇用者規模別				
		10人未満	10人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上 250人未満	250人以上
企業数(社)						
サンプル企業	1913	159	532	184	257	366
: 地場商業銀行借入れ有り	1185	36	98	66	113	223
サンプルに占める割合(%)	61.9	22.6	18.4	35.9	44.0	60.9
: 地場商業銀行借入れ50%超	473	18	59	48	73	144
サンプルに占める割合(%)	24.7	11.3	11.1	26.1	28.4	39.3
調達割合(%)						
地場銀行	26.3	14.4	15.5	26.0	30.3	41.3
外国銀行	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.1
投資基金等	0.4	0.3	0.0	1.1	0.5	0.2
企業間信用	2.3	1.8	1.7	2.3	3.3	3.5
家族・知人	5.7	10.6	8.2	7.3	1.6	1.6
その他インフォーマル	1.9	3.2	2.1	1.1	1.8	1.0
内部資金・留保利益	13.1	17.0	14.1	10.1	14.0	11.7
出資	11.7	15.4	14.7	11.9	11.1	6.5
その他	38.6	37.3	43.4	40.1	37.1	34.0

(注) 「投資基金等」= 投資基金 + 特別開発資金 + その他投資基金。出資 = 従業者・法人への株式売却 + 投資家への株式公開発行規模別の合計が全企業数にならないが理由は不明。

(原資料) World Bank, ICS_china 2003

(出所) 大倉 (2009) p. 10

表7 投資資金の調達手段別構成 (2002年, 単位: 社, %)

	全企業	雇用者規模別				
		10人未満	10人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上 250人未満	250人以上
企業数(社)						
サンプル企業	1342	116	272	114	183	289
: 地場商業銀行借入れ有り	956	30	50	24	53	125
サンプルに占める割合(%)	71.2	25.9	18.4	21.1	29.0	43.3
: 地場商業銀行借入れ50%超	257	15	34	19	35	83
サンプルに占める割合(%)	19.2	12.9	12.5	16.7	19.1	28.7
調達割合(%)						
地場銀行	202	15.3	13.1	16.5	21.0	29.6
外国銀行	0.1	0.0	0.4	0.0	0.2	0.1
投資基金等	0.5	0.5	0.1	0.9	0.3	0.6
企業間信用	1.0	0.3	1.9	0.2	0.2	1.6
家族・知人	5.9	10.4	8.7	7.0	2.9	1.7
その他インフォーマル	1.8	2.5	2.1	0.8	1.7	1.7
内部資金・留保利益	15.2	17.6	16.7	11.5	18.6	15.6
出資	12.4	12.1	14.4	14.4	13.6	8.6
その他	42.7	41.1	42.6	48.8	41.5	40.5

(注) 「投資基金等」= 投資基金 + 特別開発資金 + その他投資基金。出資 = 従業者・法人への株式売却 + 投資家への株式公開発行規模別の合計が全企業数にならないが理由は不明。

(原資料) World Bank, ICS_china 2003

(出所) 大倉 (2009) p. 10

表8 「民営企業」の主要な資金調達先構成（％，2001年）

	北京	瀋陽	西安	温州	南海	合計
国有企業投資	2.8	2.0	1.5	1.4	0.0	1.6
政府機関投資	1.4	3.9	4.5	0.7	0.0	2.1
個人・家族資金	45.5	47.4	44.7	57.5	51.4	49.4
外資	5.6	5.2	2.2	4.1	6.2	4.7
民間企業投資	21.0	15.2	2.2	11.4	15.7	15.5
ベンチャーキャピタル	3.5	4.0	0.7	2.0	0.6	2.2
内部留保	55.3	34.3	41.1	30.4	49.1	41.9
銀行借入	37.1	20.4	29.1	51.4	47.3	37.2
親族・友人借入れ	11.2	19.8	15.7	18.3	9.2	14.8
内部資本	37.8	26.2	34.3	34.4	29.4	32.4

（注）主な資金調達先として企業があげた上位3つをまとめた値。

（原出所）Asian Development Bank (2003) 表A2.15

（出所）大倉(2009) p. 3

有制企業であれ有力な資金供給先があり、後述する情報の非対称性が低減されれば、非公有制企業の銀行融資調達の困難も低減されうるといえよう。

つまり地域経済（例えば国有企業を主体とし計画経済が機能した地域か、事実上、非公有制企業に依存してきた地域か）や非公有制の中身（国有企業な公有制企業が民営化されたのか、生来の非公有制なのか）を考慮せず、単に外形的に所有制だけで資金調達パフォーマンスを検討することには限界があるということになる。

続いて、発展パターンと地域経済の構造が異なる3つの地域 温州、蘇州、天津の中小企業を対象にアンケートを行った専修大学オープンリサーチ事業の調査結果⁸⁾を、駒形(2007)での整理にもとづいて紹介する。

調査は2005～2006年に行われ、結果は主に2003年現在の数字である。2003年は中小企業の経営環境一般として、なお外延的拡大が可能であった段階にある。したがって、このような時期的な事情も反映されていると考える必要があろう。

表9-1では、調査対象中小企業の資金不足が、外延的拡大（設備増設の必要、

8) 文部科学省オープンリサーチ事業の一部として専修大学に設置された社会知性開発研究センター・中小企業研究拠点が実施した。アンケートの設計は黒瀬直宏教授（現嘉悦大学教授）により、アジア8か国・地域で実施された。筆者はこの事業に研究員として参加した。中国については天津市、温州市、蘇州市の各市工商局の登録データ（天津は市統計局の企業データベースを併用）から計333社を抽出した。

中国の社会主義市場経済と中小企業金融

表9 温州, 蘇州, 天津の中小企業資金調達状況と調達環境 (2003年)

9-1 資金状況 (1つ)

	温州		蘇州		天津		中国合計		日本合計
1. 不足	52	46.0%	63	57.3%	75	68.2%	190	57.1%	38.3%
2. 足りている	55	48.7%	47	42.7%	29	26.4%	131	39.3%	61.7%
無回答	6		0	109	6		12		

(上で1を選んだ場合) 資金不足の原因 (いくつでも)

	温州		蘇州		天津		中国合計		日本合計
1. 売上げ低迷	6	11.5%	6	9.5%	15	20.0%	27	14.2%	71.1%
2. 売上げ金回収の遅れ	33	63.5%	29	46.0%	35	46.7%	97	51.1%	19.7%
3. 人件費・原材料費の増加	27	51.9%	34	54.0%	45	60.0%	106	55.8%	30.5%
4. 借入れ金返済の必要	6	11.5%	7	11.1%	19	25.3%	32	16.8%	44.6%
5. 古い設備を入れ替える必要がある	11	21.2%	8	12.7%	5	6.7%	24	12.6%	22.1%
6. 設備増設の必要	16	30.8%	17	27.0%	15	20.0%	48	25.3%	12.0%
7. その他	3	5.8%	4	6.3%	2	2.7%	9	4.7%	0.8%

(上で2を選んだ場合) 資金充足の理由 (いくつでも)

	温州		蘇州		天津		中国合計		日本合計
1. 自己資金が十分あるから	26	47.3%	19	40.4%	14	48.3%	59	45.0%	22.9%
2. 不足すれば銀行から借りられるから	38	69.1%	19	40.4%	8	27.6%	65	49.6%	62.6%
3. 不足すれば銀行以外から借りられるから	5	9.1%	2	4.3%	4	13.8%	11	8.4%	4.2%
4. 自己資金の範囲内で経営を行うから	18	32.7%	14	29.8%	11	37.9%	43	32.8%	30.9%
5. その他	0	0.0%	6	12.8%	0	0.0%	6	4.6%	0.7%

(出所) 駒形 (2007) pp. 100-109

投入要素の価格上昇) という成長の過程で発生しており, またここでは不本意な企業間信用 (売上回収の遅れ) と関わっている可能性があることが示されている。

借入れの有無をみると (表9-2), アジア開発銀行の調査と同様に, 生来の非公有制企業が中心となって成長してきた地域 (温州) では借入れのある企業が約9割に達し, 公有制の民営化型が多いとみられる天津と対照的な結果となっている。

借入れ先については温州では伝えられているように, 非正規金融 (ここでは銀行以外の民間金融業者, 経営者の知人, 家族・親族) への依存度が他より高いが,

表 9

9-2 借入れの有無(1つ)

	温州		蘇州		天津		中国合計		日本合計
1. 有る	97	89.0%	70	65.4%	40	37.7%	207	64.3%	79.2%
2. 無い	12	11.0%	37	34.6%	66	62.3%	115	35.7%	20.5%
無回答	4		3		4		11		

(上で1を選んだ場合)借入れ先(いくつでも)

	温州		蘇州		天津		中国合計		日本合計
1. 銀行(全ての預金取り扱い金融機関)	95	97.9%	63	90.0%	34	85.0%	192	92.8%	91.8%
2. 銀行以外の民間金融業者	14	14.4%	2	2.9%	4	10.0%	20	9.7%	1.6%
3. 政府系中小企業専門金融機関	2	2.1%	2	2.9%	2	5.0%	6	2.9%	36.1%
4. 経営者の知人	29	29.9%	8	11.4%	6	15.0%	43	20.8%	1.4%
5. 経営者の家族・親族	22	22.7%	9	12.9%	6	15.0%	37	17.9%	8.3%
6. 経営者自身	15	15.5%	6	8.6%	3	7.5%	24	11.6%	15.7%
7. その他	2	2.1%	5	7.1%	2	5.0%	9	4.3%	

(出所) 駒形(2007) pp. 100-109

9-3 株式上場(1つ)

	温州		蘇州		天津		中国合計		日本合計
1. 現在上場中	2	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.6%	0.5%
2. 上場の準備中	4	3.5%	1	0.9%	3	2.7%	8	2.4%	0.2%
3. 将来上場することを目標	8	7.1%	6	5.5%	2	1.8%	16	4.8%	3.7%
4. 今は考えていないがいずれは可能性がある	39	34.5%	23	20.9%	20	18.2%	82	24.6%	4.3%
5. まったく考えていない	46	40.7%	62	56.4%	74	67.3%	182	54.7%	90.9%
無回答	14		18		11		43		

(出所) 駒形(2007) pp. 100-109

借入れ先として銀行を挙げた率は他の地域より高い。

したがって、非公有制企業の資金調達難は、単純に企業の外形的な所有制で論じることができないという前述の点があらためて確認された。

正規金融のなかでの資金調達方法には、銀行借入れという間接金融のほか、債券発行や株式上場といった直接金融がある。中国の中小企業は、日本の中小企業よりも上場に相対的に積極的であり(表9-3)、中小企業に固有の役割を果たす存在というよりは現時点で中小規模であり、成長により規模拡大していく存在という性格をもっているようである。特に生来の非公有制企業を主体とする温州において、調査時点では上場に積極的であった。

従業員数にもとづく企業の規模別での資金調達状況をみると、ここでも他の調査と同様に、銀行から借入れがある企業の比率は、規模が大きくなるほど高くなっている。そして、「資金が足りている」とした企業のなかで、その理由を「資金が不足すれば銀行から借りられるから」とした企業の比率は、規模が大きいほど高くなる傾向が見取れ、また「自己資金が十分あるから」とした企業の比率も企業規模におおむね比例する形となっている。さらに規模の小さい企業ほど、上場を考えている比率がおおむね下がっている。

(3) 国際金融危機以後の情勢

以上、紹介してきた調査はいずれも2000年代前半に行われたものであり、2000年代後半から末になると経営環境は変化し、資金不足の問題がさらに顕著になってきた。ところが、2008年の全国融資総額は対前年比14.9%増であったのに対し、対小企業融資は225億元増、前年比1.4%増にとどまった。また、2009年の国有投資が対前年比で40~50%増であったのに対し、民間(非国有)投資は27.7%増にとどまった。こうした数字は、国民経済における資金供給が相対的に国有部門に傾斜していることを示している。

2009年には資金不足の中小企業が全体の80%、うちひどい不足状態にあるものが20%を占めると言われた⁹⁾。2009年6月には広東省の中小企業100万社のうち銀行から融資を得られたのは18万社のみで、多くの個人経営・私営企業は全く銀行融資が得られない状況にあったという。上場を除く「民営企業」の資金調達構成は自己資金が65%、民間金融+商業信用が25%を占め、銀行融資はわずか10%にすぎないとされた¹⁰⁾。2009年第2四半期以後、中小企業向け貸し出しは拡大し、同年12月以降、工業情報化部と四大商業銀行との間で中小企業向け融資拡大の備忘録が作成され¹¹⁾、事実上の政府の銀行に対する指導によって2010年末には銀行融資総額の24%を占めるに至った。しかし、その後の引き締めも加わって、冒頭に紹介したような新聞報道のような状況が発生している。

9) 李子彬主編(2010) p. 57

10) 同上

11) 李子彬主編(2011) p. 56

4. 中小企業金融の体系 その現状

中国における中小企業金融は、間接金融と直接金融という区分から整理するだけでなく、正規金融と非正規金融という区分からの整理も必要である。以下ではまず正規金融のなかでの間接金融と直接金融について紹介し、次いで非正規金融について紹介する。

(1) 正規金融

間接金融は、社会的資金供給総額の70%を占めるといい、うち中小企業向け貸出しは2009年9月末現在で14兆1,000億元、企業向け融資総残高の54.6%を占めたという¹²⁾。金融機関の非農業向け短期貸出に占める非国有企业向け貸出しの比率(表11参照)よりも高いが、この差異については別途検討が必要である。

中小企業に対する融資の、最も大きな比率を占めるのが、国有商業銀行であ

表11 中小企業向け融資の比率

	当該行中小企業向け 融資 / 中小企業向け 融資全残高(%)	中小企業向け / 当該 行企業向け融資残高 (%)	備考
国有商業銀行 (工商, 中国, 建設, 農業)	37.1	45.0	全預金の70%, 全貸出の65%
株式制商業銀行 (交通, 招商, 興業, 深圳発展, 光大, 浦東発展, 民生, 華夏...)	21.1	50前後	
農村合作金融機関	15.1	95以上	
政策性銀行 (国家開発, 農業発展, 輸出入)	13.6		
都市商業銀行	10.6	70以上	
外資系金融機関	1.8		
郵貯銀行	0.5		
都市信用社	0.1		

(出所) 李子彬主編(2010)により作成。

12) 李子彬主編(2010) p. 61

る。国有商業銀行は預金総額の70%、貸出総額の65%を占め、中国の間接金融機能を大きく左右しうる存在である。しかし、国有商業銀行は貸出総額で65%を占めながら、中小企業向け貸出し総額の37.1%を占めるにとどまり、当該銀行の企業向け貸出し残高でも45%を占めるにすぎない。これは、中小企業向け貸出しにおいて21%を占める株式制商業銀行が、当該銀行の企業向け貸出の50%を中小企業向けに貸出していること、中小企業向け貸出しにおいてそれぞれ15.1%、10.6%を占めるにすぎない農村・都市の信用合作社が、当該銀行の企業向け貸出の95%以上、70%以上を中小企業向けに貸出していることと対照的である。

したがって、中小企業向け貸出しの不足があるとすれば、国有商業銀行の融資行動にその原因の一つがあると考えられる。

直接金融のほうは、社会的資金供給総額の20%前後を占めるにとどまり、うち株式上場による調達率は3%程度である¹³⁾。「中小企業ボード」が2004年5月に開設され、2011年3月段階では456社が上場により3158億元を調達している(2011年7月27日段階では598社)。中小企業ボードとは別に、ベンチャー企業を主な対象とする「創業ボード」が2009年10月に開設されている。これらの市場では2009年段階で97社が上場し、731億元を調達している(2010年段階では153社が上場)。このほか「中小企業集合債」が2007年から発行されているが、調達資金は53億元と小規模である。

その他正規の資金調達手段としては手形融資、金融リースなどがあるが、規模は小さいという。

(2) 中小企業はなぜ借りにくいのか

中小企業が大企業に比べて資金調達に困難があるのは、理論一般的には大きく分けて以下の2つの理由による¹⁴⁾。これらはいずれも「情報」の問題に帰着する。

第1に、規模の経済である。貸し手からみて取引費用には規模の経済性が働き(1億円を1社に融資したほうが、1,000万円を10社に融資するより効率的)、借り手においても貸し手にアクセスするコストに関して規模の経済性が働く。

13) 李子彬主編(2010) p. 60

14) 藪下・武士俣(2002) pp. 32-41

第2に、情報の非対称性である。情報の非対称性は逆選択やモラルハザードといった問題を引き起こす。

李子彬 (2010) は中国の中小企業の資金調達難の理由について、第1に、中小企業自身の制度建設が不十分であること、第2に、金融機関の融資制度が中小企業金融に不利であること、第3に直接金融の発展が中小企業の資金需要を満たせていないこと、第4に政府の政策が不徹底であることを挙げている¹⁵⁾。第1の点は、上記のような「情報」の問題と中小企業であることに起因するリスクの問題に関わっている。第3の点に関連して直接金融の規模は既に紹介したとおりである。第4点に関しては、あらためて信用保証制度を例にとりあげて後述する。ここでは第2点の「金融機関の融資制度が中小企業金融に不利である」ことについて李子彬 (2010) の指摘を紹介しておく。

第2の点の内容はおおむね以下のとおりである。

中小企業専門金融機関がなく、行政の中小企業関連部門が多岐にわたること。

一連の金融体制改革により国有商業銀行が損益自己責任・自主経営を行うようになった結果、「安全性、流動性、営利性」が志向され、経営の制度化がより整った大企業優先的に貸付が行われ、信用度が低くリスクの高い中小企業への貸出に消極的になっており、金融機関内に中小企業専門セクションもないこと。

ただし、2010年には政府の指導にしたがい、四大国有商業銀行は中小企業専門のセクションを設置し、融資拡大に努めている¹⁶⁾しかしそれでも一旦引き締めに入ると中小企業は厳しい資金不足に見舞われることになっている。

貸出金利の上限が撤廃されても銀行の金利自主決定権が合理的に運用されておらず、商業銀行の信用評価制度が国有大中型企業向けに制定されていて、中小企業向け貸出しが困難なこと。

なお金利 (図7) については、1993年に変動金利が実施され¹⁷⁾、1998、99年には小企業向け貸出し金利変動幅が拡大され¹⁸⁾、2004年には金利上限が撤廃

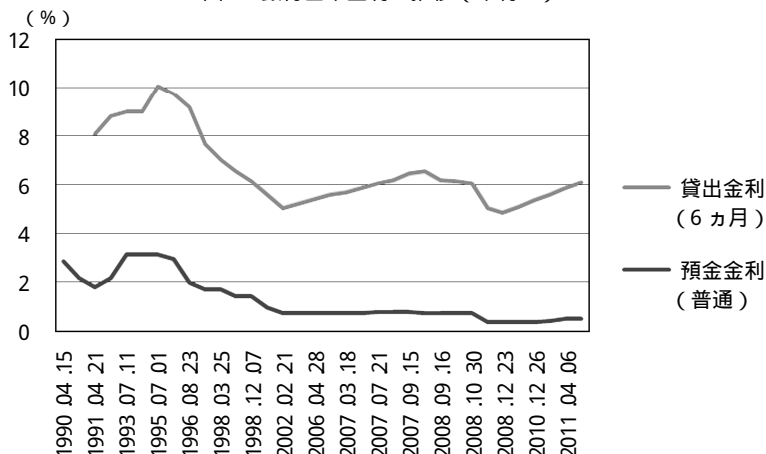
15) 李子彬主編 (2010) pp. 63-66

16) 李子彬主編 (2011) p. 56

17) 白井 (2003) p. 85

18) 董適平 (2002) p. 67

図7 銀行基準金利の推移（年利％）



（出所） 中国人民銀行ウェブサイト

された¹⁹⁾。

非公有制中小企業は、土地・建物等の資産を保有する国有企業と異なり、物的担保に乏しく、また経営情報の公開性にも乏しい傾向があり、銀行から融資を受けにくい²⁰⁾、さらに計画経済から市場経済への移行過程での事情については後述する。

（3） 中小企業への資金供給拡大の方法

中小企業への資金供給拡大の方法としては、リレーションシップ・レンディング、信用保証制度、マイクロクレジット（小口貸出）、村鎮銀行の設立、連帯保証融資、輸出還付税担保融資、動産担保融資、債権証券化（検討中）などがある。以下ではこれらのうち、リレーションシップ・レンディング、信用保証制度、マイクロクレジット（小口貸出）、村鎮銀行の設立について述べる。

3.1. リレーションシップ・レンディング

唐成（2011）は浙江省のニット・アパレル産業に対するアンケートのデータにもとづき、企業と金融機関との取引期間が長いほど、企業との「親密さ」を通じて資金制約度が下げられること、「親密さ」は取引銀行の数（少なさ）にあ

19) 巴曙松 (2005)

20) 董適平 (2002) pp. 64-65

らわれ、物的担保の条件も緩和されていること、産業集積内では融資のプラスの利便性があることを指摘した。取引の反復が情報の非対称性を低減することを計量的に実証した点で意義がある。

ただし、もともと非公有制（非国有）中小企業を主体として地域経済が発展している場合、当該地域に立地する金融機関の主要な貸出先は当然これら非公有制（非国有）中小企業になることが考えられるため、大企業と対比した時の中小企業の資金調達難や未発達地域における中小企業の資金調達難を解決する方法に直接的に答えるものではない。

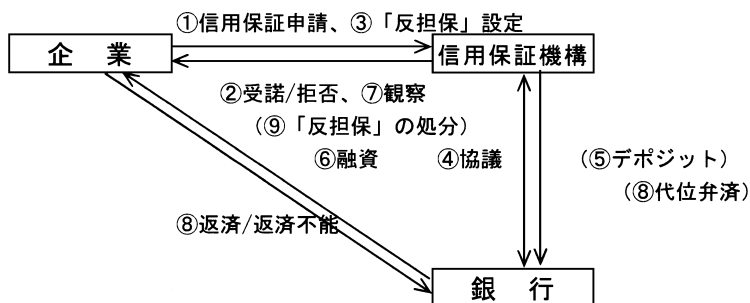
とはいえ、中小企業資金調達難の核心的原因の一つが銀行と企業との間の情報の非対称性にあるとすれば、とにかく貸出が行われ、融資と返済が繰り返されることは、信用情報の蓄積と融資拡大（金利収入拡大）につながるため、リレーションシップ・レンディングを可能にする条件を考察し、可能な措置をとることは重要な政策的意味をもつ。

3-2. 信用保証制度

中国にける中小企業・非公有制企業向け信用保証制度の実験は、1990年代初頭に一部地域の試みとして始まり、1997年より国策として実験され、2000年代より全国で展開された。

信用保証制度の基本スキームは図8のとおりで、金融機関の求める物的担保が不足している企業が信用保証機構に保証の供与を求め、その際、信用保証機構に担保を差し入れる（「反担保」と呼ばれる）。信用保証機構は、銀行側が、担保価値が不足ないし担保として認められないものを「反担保」として受け入れ、

図8 信用保証制度基本スキーム



(出所) 筆者作成。

銀行との間で、当該企業が借入れ返済できない場合、代位弁済する約束をする。信用保証機構は提携銀行に基金ないしデポジットを預金しており、借入れ企業の返済が滞り、代位弁済の必要がでた際には、資本金ないしデポジットから補てんすることになる。信用保証機構は基金の10倍までの額の保証が可能であるが、再保証の仕組みもまだ一部にとどまり、整っていないので、実態は基金規模の数倍までが限界となってきた。

なお再保証制度については、長春(遼寧・吉林・黒龍江・内モンゴル・大連の省・市と国家開発銀行による広域再保証会社, 2008年2月), 北京(同年11月, 資本金15億元), 陝西(2009年1月), 広東(2009年2月), 深圳(同), 上海(2009年8月), 江蘇(2009年12月, 資本金30億元)において設立されている。うち江蘇の江蘇信用再担保有限公司は、信用保証機構139社を対象に、2010年上半年期までの累計で170億元, 2010年上半年期には新規で100億元以上の再保証を行ったという²¹⁾。

2009年の統計では、延べ55.8万件の保証のうち、800万元以下の融資の保証が93.3%, うち100万元以下の融資の保証が52.2%を占め²²⁾, 保証の対象は主に短期の流動資金であるとみられる。

信用保証の拡充に関しては、2010年には財政部と工業情報化部とが共同で、信用保証機構(ならびに再保証機構)に対する保証額の2%以内の補助、再保証機構に対する再保証額の0.5%の補助、保証機構の保証料率のうち、実際保証料率(実際の金利の50%)と基準金利の50%との差額の補助、保証機構の規模拡大のための出資 といった措置を、条件をクリアした信用保証機構(再保証機構)を対象に行うことを決めている²³⁾。

信用保証機構の展開は各地各様であると思われるが、銀行の審査機能を事実上代替しているという側面もみられる。

慶應義塾大学大学院経済学研究科で中国の中小企業信用保証制度を研究した唐斌氏が遼寧省丹東市をフィールドに行った調査研究によれば、丹東市の国有商業銀行は専ら預金集め(資金の一部は上級行により吸収)と市内大型プロジェクト案件への融資を行い、中小企業に資金需要が存在するにもかかわらず、融

21) 李子彬主編(2010) p. 107

22) 李子彬主編(2011) p. 56

23) 李子彬主編(2011) p. 34

中国の社会主義市場経済と中小企業金融

表 12 中小企業信用保証の拡大

年	担保機構数 (社)	: 地域		: 出資			: 形態			資金規模		従業員数 (人)
		省級	地級以下	国有支配	100%政府	政府参与	民間	公司	事業単位	社团	(億元)	
2000	203											
2001	582				181	200	126					
2002	848				289	325	234				242.33	担保資金
2003	966				305	321	340					
2004	2188				460	477	1251	1879	196	113	657.2	担保資金
2005	2914	198	1169		585	568	1961	2446	300	128	815.15	担保資金
2006	3366	359	3007		688	629	2049	2863	381	122	1243	登録資本金
2007	3729	544	3185		703	682	1761				1774.08	資本金総額
2008	4247			1245	803	777	2667				2334.3	担保資金
2009	5547			1501							3389	担保資金
2010	4817	696	4121								3915	担保資金

年	保証供与企業数 (万社)		保証金額 (億元)		保証件数 (万件)		代位弁済		追徴額	収入		年末保証残	
	単年	累計	単年	累計	単年	累計	(億元)	(件)	(億元)	(億元)	: 保証料 (億元)	(億元)	(万社)
2000													
2001		1.79											
2002		2.87		598.18		5.18	3.42	777		6.54	4.3		
2003		4.80											
2004		18.80	1913	3237		36.6	17.2		7.3	46.2	32.2		
2005		26.34		4673.87			25.29			57.66			
2006		37.96		8051.87		149.2	38.21		15.56	257.74	178.83		
2007	21.65	70.00	5549	13500		145		10652		118.9	72.54		
2008	23.00	90.70	7221	17500	40.0		43.4	6759		376.4		4429.7	17.4
2009	37.00	112.00	10796	25000	55.8					180		7289	27.5
2010	35.00		15800		58.5		70			506		9678	21

(注) 代位弁済金額は2008年のみ単年、その他は累計。2007年までの累計保証件数が前年までの累計を下回っている理由は不明。

(出所) 全国担保機構聯席會議ウェブサイト「行業發展報告」各年版、李子彬主編(2010)『中国中小企業2010藍皮書』中国發展出版社、p. 87、王鉄軍(2004)『中国中小企業融資28種模式』中国金融出版社、pp. 68-69、中華人民共和國工業和信息化部中小企業司(2011)「中小企業簡報」第20期、唐斌(2011)「商業性担保機構の成功經驗がもたらす示唆」『世代交代期の中小企業經營』同友館、p. 119

資審査を行う人的体制を持っていないとのことであった。これを補って、返済能力のある中小企業を発掘する情報能力と物的担保処理能力を持つのが、地元の信用保証会社であった。

唐氏の研究では、日本の信用保証のような仕組みとは異なり、商業ベースの事業展開が主であり、商業ベースの事業展開が中国の実情に適していると主張されている。唐氏の調査研究で興味深い点は、中小企業への融資リスクをとれない金融機関に勤務した人材が信用保証会社に移った後は、信用リスク審査を行いうるということ、そして公有制企業が所有制転換により民営化されたら融資を得にくくなったという事例があることである²⁴⁾。

3.3. 小口貸出会社，村鎮銀行

2005年10月に、中国人民銀行が山西，四川，貴州，陝西と内モンゴルの5省・自治区を商業性（ビジネスベース）小口貸出会社のテストポイントとして、7社の商業性小口貸出会社を設立した。実験を経て2008年に銀行業監督管理委員会が「小額貸款公司試点に関する指導意見」を公布、試みは全国に広がった。小口貸出会社は預金を受け入れない、資本金、寄付金および銀行借入れをもとに運営されるノンバンクである。貸出用資金に占める銀行借入れ比率が5割を超えてはならない制限がある。2009年12月末では、全国の小口貸出会社の貸出資金総額に占める商業銀行からの借入れ額比率は6.71%にとどまっている。

2010年10月現在、30省に合計2,348社の小口貸出会社が存在し、それらの資本金総額は1,900億元、貸出残高1,620億元である。地域的には内蒙古，遼寧，安徽，河北，江蘇，浙江，雲南で特に発展しているといい、主に農村の零細企業，個人事業者（含農業）対象，60～100万元/件の短期融資を主体としている。貸出金利は人民銀行の基準金利の0.9～4倍であるが、実際の平均年利は16.5%となっている²⁵⁾。

浙江省には2010年5月段階で117社の小口貸出会社があり、登録資本金は187.46億元，貸出残高は226.57億元である。累計貸出件数は9.6万件，累計貸出総額は1,003.31億元，うち農業と100万元以下の小口貸出が8.4万件，

24) 唐斌氏の調査記録および唐斌(2011)

25) 李子彬主編(2010) pp. 150-155

545 億元（54.34%）を占める。1 件平均貸出額は 64.96 万元、返済期限超過率は 0.238% にとどまり、リスク準備金には 3.31 億元を積んでいる²⁶⁾。

次に紹介する村鎮銀行は、預金受け入れが可能な小規模融資金融機関として展開されている。これは 2006 年 12 月に農村地域の金融機関の参入規制緩和政策として打ち出されたもので、2007 年に銀行業監督管理委員会から管理規定が出された。村鎮銀行には非金融企業も参入でき、預金の受け入れが可能であるが、単一貸出先への融資は自然人に対しては純資本額の 5%（2010 年に 10% に拡大）以下、単一企業グループへの与信上限は純資本額の 10%（2010 年に 15% に拡大）までとされ、特定先への融資集中が制限されている。2010 年 3 月現在、村鎮銀行は 197 社存在しており、地方銀行、株式制銀行や国有商業銀行も小額融資向け金融機関として村鎮銀行を設立している。

例えば四川省儀隴県惠民村鎮銀行は、登録資本金 200 万元で設立され、2008 年に 3,000 万元に増資している。2009 年末段階で農家、個人経営者、農民個人に対し融資総額の 83.45% にあたる 9,676 万元を、農業小規模企業に 16.55% にあたる 1,919 万元を融資した。融資総額 1 億 1,595 万元による税引き後利益は 270 万元であった²⁷⁾。

2009 年 6 月に、銀行業監督管理委員会は小口貸出会社を村鎮銀行に改組する暫定規定を發布、2010 年 6 月に上海に初の小口貸出会社から転換された村鎮銀行が誕生した²⁸⁾。

小口貸出会社の設立と村鎮銀行への展開は、2005 年に公布された民間資本の参入領域拡大策の一環であり、かつ次に述べる非正規金融を正規化していく流れの一環として把握することができる。

（3）非正規金融

中国の中小企業金融は非正規金融なくして論ずることはできない。なぜなら、上述のように中国の中小企業は非公有制企業と大きく重なっており、非正規金融が体制外から出発した非公有制企業の重要な資金調達源になってきたからである。非公有制企業を中心とする中小企業がなぜ銀行融資に依存せずに発展で

26) 李子彬主編 (2010) p. 157

27) 李子彬主編 (2010) pp. 160-165

28) 李子彬主編 (2010) pp. 160-165

きたかを説明するカギの一部がこの非正規金融の存在にある。陳（2012）によれば、1980年代半ばの企業・個人の資金調達額は正規金融と非正規金融と半々であり、従業員50人以上の私営企業の資金調達額のうち1995年段階で35.8%、98年でも33.3%を非正規金融に依存していたという。陳（2012）は、正規金融の規模に対する非正規金融の規模の比率は下落傾向にあるとしながらも、なお25～30%ほどを占めることを指摘している。

全国規模での比較的新しい調査（表13）では、銀行融資に依存している企業の割合は2割程度であり、非正規金融に依存する企業の割合は4割程度（高利貸＋内部集資＋その他）に達する。

「合会」「銭荘」「典当（質屋）」などの非正規金融は共産党政権以前の中国で地域的に盛んであったが、共産党政権成立後の1950年代には姿を消した。1980年代に、私的経済活動が容認されると、資金需要充足手段として非正規金融は浙江、福建、広東、四川、湖北などで復活した。

1984年に共産党中央の1号文件において、農民相互間の資金融通により事業を起こすことが奨励され、91年には、非正規金融の利率が正規金融金利の4倍を超えてはならないとの判断が最高裁判所から示された。しかし、非正規金融は93年後半からの金融秩序整頓により取り締まられるようになり、管理が強化された²⁹⁾。だが、正規金融の民営事業体向け資金供給が、旺盛な資金需要に追いつかない状況下、非正規金融は存続、発展した。

非公有制企業の発展が顕著な浙江省温州では、産業資金供給としての非正規金融が発達し、正規金融からの資金調達が困難な状況下で、年利換算にすればきわめて高利の資金を調達しつつ、それ以上の利益を上げて事業を拡大してき

表13 企業の資金調達先割合（％，2006年）

	銀行貸出	企業間信用	高利貸	内部集資	株式・社債 の公開発行	その他
東部10省・市	23.8	21	13	17.2	15.3	9.7
中部8省	21.1	18.3	14.5	16.6	15.4	14.2
西部9省	21.9	19.3	12.7	18.1	14.6	13.4
27省合計	22.3	19.5	13.4	17.3	15.1	12.4

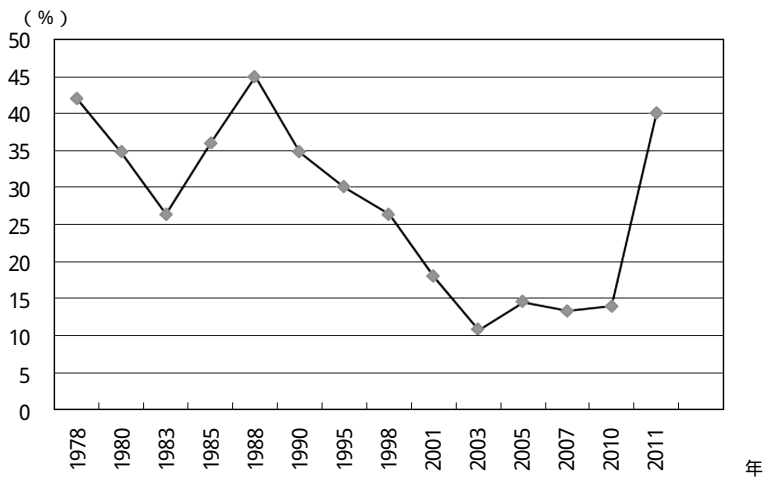
（原出所）李建軍ほか（2008）『未観測金融與經濟運行』中国金融出版社，p. 5
（出所）陳（2012）p. 40

29) 陳（2010）p. 203

たとみられる（図9）。そして企業間競争の激化と非公有制企業の正規金融へのアクセス改善に伴い、温州の非正規金融の金利は低下してきた（図10）。ところがインフレ対応の正規金融引き締めが再び非正規金融の金利を引き上げることに繋がっている。

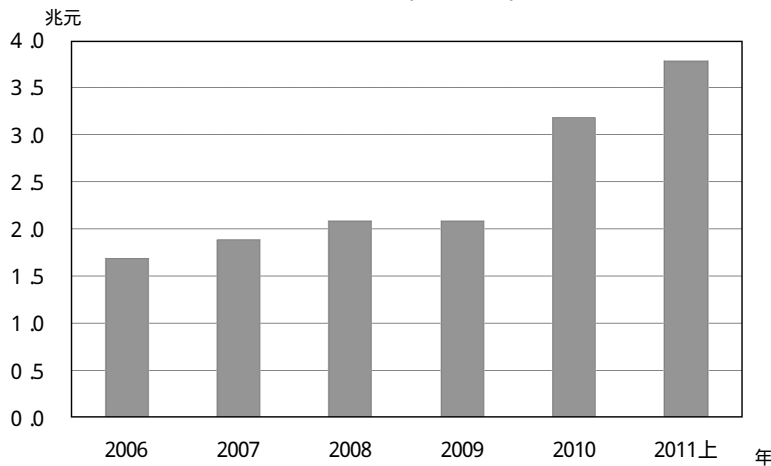
陳(2012)が紹介する中国側の研究によれば、非正規金融の金利は正規金融の金利調整の影響をほとんど受けないが、預金準備率の調整によって元々乏し

図9 温州の非正規金融金利



(出所) 張震宇(2004)『温州模式下的金融發展研究』中国金融出版社年 p. 27, 中国証券網, 聯合報網等により作成。

図10 非正規金融(民間貸借)残高



(出所) 各種資料により筆者作成。

い中小企業向け融資の供給可能な資金量が変動するため、非正規金融の金利は預金準備率の影響を強く受けているという。それゆえ2010年、11年の預金準備率引き上げは、非公有制企業を主体とする中小企業の資金調達難を著しくし、非正規金融の資金需要が拡大し、その金利が急上昇することになった。また、対応する資金供給も増加したとみられる（図10）。

非正規金融への資金供給はインフレとも関係している。インフレで正規金融の預金金利が実質マイナスになって、預金資産の価値減価を避けるべく資金が非正規金融と不動産部門に流入することになった³⁰⁾。非正規金融からの調達資金が返済不能に陥り、清算された温州の企業は数年間で35億元の金利を払ったあげく、22億元の債務返済が不可能になったという³¹⁾。マクロ経済運営にとっても、非正規金融の資金循環を何らかの形で正規金融に組み入れていくことが求められており、上記の小口貸出会社や村鎮銀行はそのための経路の一つと考えられる。

陳(2012)は、非正規金融が資金供給面で正規金融を補完しているのみならず、非正規金融が正規金融機関（銀行）の融資判断の情報を提供していることを、筆者自身の調査により、指摘している³²⁾。正規金融機関は期限の来た融資を中小企業から一旦回収し、その上で続けて融資するかどうかを決めているため、中小企業にとって借入れを返済して次の借り入れをするまでの間を凌ぐ資金が必要になる。正規金融機関は、この間に当該中小企業が非正規金融から資金調達できれば、次の融資を行っているという。すなわち、非正規金融が銀行融資の審査機能を代行しているに等しい。

5. 中小企業向け資金供給の制約要因

非正規金融は、中国に歴史的に存在するものであると同時に、中国の経済体制ないし制度改革過程に起因するものということもできる。中小企業向け資金供給を制約する要因のうち、非正規金融の存在といわば表裏一体の関係にある経済体制ないし制度改革要因について、以下で述べる。

30) 陳(2012) pp. 42-43

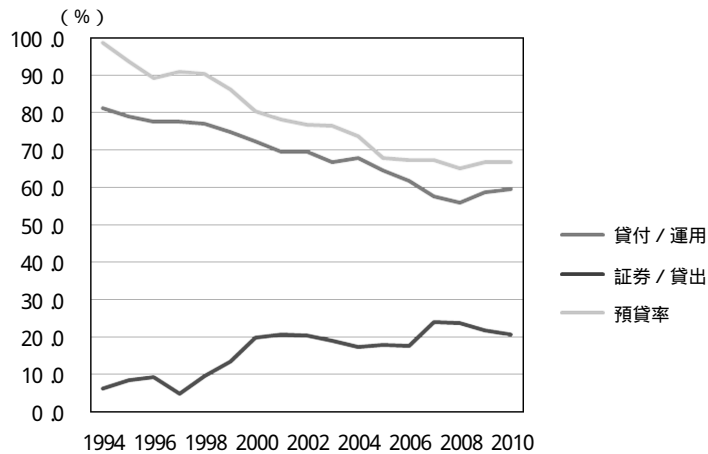
31) 陳(2012) p. 43

32) 陳(2012) pp. 41-42

中国の正規金融における預貸率は、1994年に100を切り（貯蓄超過状態に）、以後2008年まで預貸率はほぼ低下を続けた（図11）。これは経済成長により国内に貯蓄がより多く生まれたことを示すと同時に、他方では貸出以外の運用の比率が高まってきたことの表れでもある。

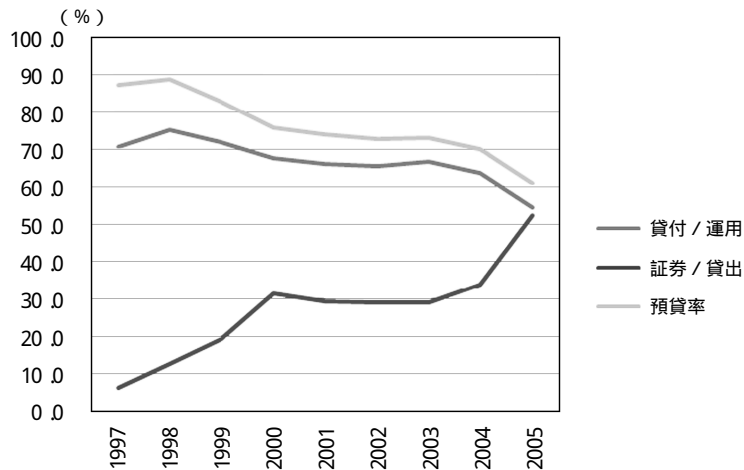
2005年までの統計しかないが、この傾向は、融資額で他の銀行を圧倒する国有商業においてより顕著である（図12）。国有商業銀行は中央・地方政府絡みのプロジェクト、国有企業向け融資、国債・企業債での資産運用に注力して

図11 金融機関の資金運用に占める貸付比率等



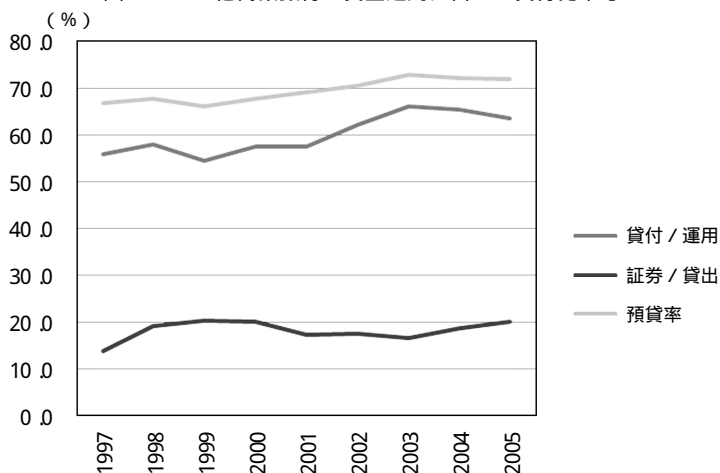
（出所）『1949-2005 中国金融統計（上冊）』、『中国統計年鑑』各年版により筆者作成。

図12 国有商業銀行の資金運用に占める貸付比率等



（出所）『1949-2005 中国金融統計（上冊）』、『中国統計年鑑』各年版により筆者作成。

図 13 その他商業銀行の資金運用に占める貸付比率等



(出所) 『1949-2005 中国金融統計(上册)』により筆者作成。

きたと思われることが、賈康ほか(2002)および『2011 中国金融不良資産市場調査報告』などで示されている。

国有商業銀行以外のその他商業銀行の場合は、預貸率が比較的高く、貸出率も高いが(図13)、運用規模自体が国有商業銀行に比べて著しく小さい。

直近の経済環境のなかでは中小企業向け支援、特に「小型」「微型」企業対策が重視されているものの、これまで国有商業銀行は、大型プロジェクトの集金機構として機能してきた。2000年代半ばの調査をもとにした任雲(2005)では、工商銀行の支店の主な業務は不良債権の整理と預金集めであると述べられている。また、何度か紹介してきた唐斌(2011)も、中国銀行丹東市支店のリスク審査担当者は2人だけで、預金集めが主要任務であり、市内の大型プロジェクトの審査は2人で十分であるとの回答を得たと述べている。

正規金融機関、とくに国有商業銀行において融資が大企業、国有企業に相対的に集中し、預貸差のうち証券運用部分が拡大したことは、一つに計画経済から市場経済への移行という制度改革の過程で(とくに国有・公有制企業に対する甘い貸付により)発生した不良債権を処理する必要があったこと、そして、中国が高度成長過程にあり、種々の開発プロジェクトの資金需要がきわめて旺盛である状況が継続していることと関わっている。

1990年代に入り市場経済化が進む一方、各レベルの政府への信用や政府の意向を背景にした国有・公有制企業に対する融資が、個々の事業のフィージビ

リティの精査が甘いまま行われ、90年代後半には膨大な不良債権が発生した。そして、金融機関は不良債権の処理を主要課題とすることになった。国有商業銀行は、1998年に店舗の統廃合を進め、末端支店の貸出業務を停止し、不良貸し付けのリスクを抑えた。極度のリスク回避行動により、他方で急成長してきた非公有制・中小企業への融資は進まなかった。本来、非公有制・中小企業への貸出を増やすための、企業との間の情報の非対称性を低減する各種取組みと融資審査のトレーニングが蓄積されるべき期間に、十分にそれが行われなかったと考えられる。もちろん、地域によって、状況は異なり、また金融市場は地域的分断があって、非公有制・中小企業の発展が著しいところでは、これらに対する融資は拡大したが、それでも、旺盛な資金需要は非正規金融の存在によって充足された。非公有制・中小企業に対する正規金融部門の融資は、信用保証機関や非正規金融部門が実質的審査機能を持つことによって部分的に維持されている。

そして中国の国民経済が急成長を継続し、各種開発プロジェクトのための資金需要が旺盛であることから、中国の正規金融のシステムは、預金を集中し、資金を開発プロジェクトに投入するようになっていく。開発プロジェクトは国有企業が直接かかわったり、各レベルの政府の計画で展開されたりしており、採算性とリスク回避を重視する金融機関にとっても、各レベルの政府系プロジェクトや国有企業のプロジェクトへの融資や国債等の債券運用は経営的に理に適ったものであった。

中小企業の圧倒的大部分を占める非公有制企業に対しては、国民経済におけるプレゼンスの向上にもかかわらず、中国の憲法第6条、第7条の規定により、公有制が主体とされ、国有経済が国民経済の主導的力と位置づけられており³³⁾、非公有制企業は、参入領域が制限され、参入可能な競争の激しい部門に集中し

33) 中華人民共和国憲法第6条 中華人民共和国の社会主義経済制度の基礎は、生産手段の社会主義公有制、すなわち全人民所有制及び労働大衆による集団所有制である。社会主義公有制は、人が人を搾取する制度を廃絶し、各人がその能力を尽くし、労働に応じて分配するという原則を実行する。

2. 国家は社会主義初級段階において、公有制を主体とし、多種類の所有制経済がともに発展するという基本的経済制度を堅持し、労働に応じた分配を主体とし、多種類の分配方式が併存する分配制度を堅持する。

同第7条 国有経済、すなわち社会主義の全人民所有制の経済は、国民経済の中の主導的な力である。国家は、国有経済の強化及び発展を保障する。

ている。これはもちろん競争的分野で公有制企業が非公有制企業との競争の結果、退出したことにもよっている。

しかし、政府が開発を主導することが、国民経済の成長にとって有効である段階にあり、かつそれを国有・公有制経済を通じて実現する意思をもっているという、中国の開発主義体制が、非公有制・中小企業への資金供給の制約要因になってきたことも指摘されよう。

直近の中小企業問題は、市場環境が変化するなかでの経営規模の零細性もたらず問題に変化してきているが、ここに至る背景、ないし過程としては上記のような事情が存在している。

おわりに

計画経済期においては、資金は計画執行の担い手である国有企業に集中的に配分されてきた。1980年代から90年代初頭までの（社会主義市場経済以前の）移行期においても、国有企業への優先的資金配分が行われてきた。

1990年代初頭までは貸出が預金を上回るオーバーローン（貸出/預金=預貸率 $>100\%$ ）の状態が続いていた。国家主導の経済開発が行われ、急速な工業化のために相対的に希少な資金が経済開発の担い手である国有企業に優先的に配分されてきた。制度改革と国内市場の拡大、国際経済への参入により非国有企業群が発展してきたものの、国有銀行の主要な融資対象は国有企業や政府関連プロジェクトであった。

1990年代の社会主義市場経済以後、競争的産業での国有資本の退出が進み、企業の所有制構成が変化していった。国民経済の成長、雇用創出における非公有制（民営）企業 中小企業の重要性が高まった。経済成長の成果として国民の所得水準が高まり、1994年を境に金融機関全体の預貸率は100%を切った。預貸率はその後引き続き低下の趨勢を辿った。

預貸差の拡大の一部は、預金増加と貸出の相対的停滞の両面から説明できる。

預金増加要因としては、家計所得の増加に加え、移行期において制度整備が遅れた年金・医療、および教育支出といった将来支出への備え、さらに企業の成長（自己資金による企業の成長、企業貯蓄の拡大）が考えられる。非公有制企業 中小企業は国民経済への貢献度に対して相対的には正規金融に依存せずに発

展してきており、非公有制企業 中小企業が早期から発展してきた一部の地域では非正規金融が資金供給の一端を担ってきた。

正規金融における貸出の相対的な停滞要因としては、まずは預金保有量で圧倒的シェアをもつ国有銀行のあり方があげられる。政策金融の担い手であった国有銀行が、商業銀行化し経営自立化が図られたが、すぐに競争激化と産業構造調整で発生した国有企業の多額の不良債権を処理することを迫られた。国有商業銀行は預貸率の上限を設定されて、不良債権を出さないことに力が注がれた。

真の意味での信用供与を行ってこなかった銀行を商業化してからわずか数十年では、金融機関と企業との間の情報の非対称性を低減させるノウハウを蓄積するには不十分であったと思われる。加えて新興非公有制中小企業は経営情報が不透明であり、金融機関側もリスクをとった貸出の情報蓄積を行うべき期間に、リスクをとらない方向付けが与えられた。リスク低減のために預貸管理を上級支店に集中させたり、不良債権の責任を担当者個人に帰するような制度を導入したりしたことが、融資に関するリスク回避の度合いを高めた。国有商業銀行は不良債権の処理に努めると同時に、吸収した預金を国債引き受け等で安全運用を図った。預貸差額の増大は証券運用によっても一定程度説明できる。

他方、投資が投資を呼ぶ中国経済の持続的高度成長の下で、交通・インフラ整備や素材・エネルギー部門の資金需要は旺盛であった。これらの資金需要は、政府が主導したり国有企業が主な担い手であったりするプロジェクトであり、国有商業銀行に吸収された預金は、これらのプロジェクトに供給された。もちろん、各種プロジェクトに直接参加できない非公有制・中小企業にも波及効果があることは事実である。だが、国民経済における所有制の構造調整が進み、非公有制企業群が国民経済の重要な担い手になってきているにもかかわらず、国有商業銀行は預金を国有企業や中央・地方の政府系プロジェクトに集中させる機能を担ってきたのである。

金融制度の諸改革により地方レベルの商業銀行も成立しており、地域の中小企業への資金供給を担っている。しかし、それらの資金規模は国有商業銀行に比べ小さく、金融市場が地域的に分断されていることから、中小企業への地方商業銀行の資金供給力にはばらつきがある。加えて預金は各地域の地方政府系プロジェクトや地方国有企業向け融資、さらには国債等にも向かって運用され

ている。また、国有商業銀行や地方商業銀行による「地方政府融資平台」への資金供給は新たな不良債権の危機を孕んでいる。

他方、企業の側に眼を転ずると、既存の非公有制中小企業は、人件費や原材料コストの上昇、競争の激化、市場環境の悪化に直面している一方、インフレや不動産投機を抑制するための金融引き締め以後、さらに資金調達難に陥っている。売掛債権回収の長期化や現金取引の拡大で一層の資金不足を呼び起こしている。一部では債務不履行が債務の連鎖を引き起こしている。「ハイテク」産業への資金的サポートは進んでいるが、在来型の産業に属する中小企業の経営環境は厳しくなっている。一部の地域では、非正規金融である「民間貸借」の需要が高まり、利率が上昇している。また、本業での利潤空間の縮小を受けて、不動産や資源開発に資金を転用したり、非本業での資金の貸借を「民間貸借」で行ったりした。金融引き締めで予想された運用利益が出せないことで「民間貸借」の領域でも債務不履行が発生したとも言われる。

1990年代末以来、非公有制企業 中小企業の発展を促進するため、資金供給面で一定の手当てがなされてきたことは事実である。非公有制企業 中小企業の発展が著しい地域では、中小企業（個人経営を含む）向け貸出しが約6割に達している（2009年温州市の人民元建て貸出し）。総じて非公有制企業の中でも規模が相対的に大きな企業群の銀行借入の制約はすでに小さい。非公有制企業でも資金調達に依然として困難を抱えるのは物的担保の乏しい中小企業、なかでも小型企業群である。

雇用創出に対する非公有制中小企業の役割の重要性は特に近年、高まっている。そのために金融機関の中小企業向け融資拡大措置がとられ、信用補完制度の拡充や地域の小口金融機関の設立も行われている。中国における中小企業金融は非公有制企業の発展と体制内化により一定の規模と体系をもつようになった。にもかかわらず、非公有制中小企業の資金難の解決はこの十数年、一貫した政策課題となっている。

その理由は、単純化すれば銀行と企業との間の情報の非対称性の低減に困難があることに求められる。その点では中小企業金融の一般理論が該当する。だが、非公有制中小企業の資金難の解決が困難であることは、移行過程の事情と中国の成長段階、ひいては社会主義市場経済のあり方にも規定されている。

もともとリスクをとる必要がなかった金融機関が自らの責任でリスクをとる

必要に迫られながら、移行過程で発生した不良債権の処理と新規の不良債権発生回避が優先され、本店と基幹支店に預金が集中する仕組みが作られた。他方、投資主導の高度成長の持続で、効率が良く安全と認識される政府絡みの預金運用先が生まれた。こうした国有商業銀行のあり方が、「公有制を主体」(憲法第6条)とし国有経済を「国民経済の主力」(同7条)とする中国の国民経済建設・経済成長を支えているとみることもできる。

商業銀行化から十数年で非公有制中小企業への融資の訓練も十分でない一方、中小企業向け融資に特化した金融機関は設立されておらず、既存在来産業の非公有制中小企業の経営近代化を推進する措置が特に講じられたわけでもなかった(汚染排出型企業や資源エネルギー高消費産業の整理は行われても、例えば中小企業診断士の制度がつくられたりはしていない)。国土の広大さ、企業数の多さに起因する中小企業への目の届きにくさといった事情はあるものの、預金・貸付の大きな割合を占める国有商業銀行と企業の双方について、情報の非対称性を低減する措置は必ずしも十分とられてきたとは言えない。

中小企業金融は、こうした制約に規定されつつ、その整備が模索されているが、中国の非公有制中小企業の社歴は相対的に若く、法的・政治的な保証も必ずしも十分ではなかった。他方、金融機関の商業化もまだ十数年の歴史しかなく、信用リスク情報の蓄積には、さらに時間と経験の積み重ねが必要であるとともに、中小企業の経営近代化の方策が講じられるべき時期に来ていることも指摘できよう。また、困難が大きいことを承知で述べるならば、将来的には中小企業専門の金融機関の設立と地域金融機関の拡充、直接金融のいっそうの制度整備が望まれる。

信用補完制度は情報の非対称性が生む融資リスクを低減する役割を果たすものである。信用補完制度としての信用保証制度は現在、再保証制度が十分構築されていないため、きわめて限定的な役割しか果たせていない。他方で、中国の信用保証機関は、審査機能等、正規金融機関が本来果たすべき機能を一部代替していると考えられる点で重要な位置づけをもつ。これは上述の正規金融機関をめぐる事情に起因している。また、非正規金融(民間貸借)が正規金融を補完してきたことは事実であるが、現状のままでの補完作用にも一定の限界があり、非正規金融の資金循環を制御できるかどうか、非正規金融を正規金融に取り込めるかどうか注目される。

主要引用・参考文献

- ・大倉正典(2009)「中国中小企業の資金調達の実況 金融機関借入れに関する実証分析を中心として」平成16年度～平成20年度私立大学学術研究高度化推進事業 オープン・リサーチ・センター整備事業研究成果報告書『「アジア諸国の産業発展と中小企業」モノグラフシリーズ第6巻 中小企業の金融分析』, pp. 1-22
- ・大倉正典, 玄聖花(2009)「中国中小企業金融における銀行セクターの問題点」『同上』, pp. 23-49
- ・河原昌一郎(2005a)「中国における農村金融の展開と農村信用社の組織的性格(上)」『農林水産政策研究』第8号(2005), pp. 1-31
- ・河原昌一郎(2005b)「中国における農村金融の展開と農村信用社の組織的性格(下)」『農林水産政策研究』第9号(2005), pp. 1-32
- ・韓俊(2008)「中国農村信用社改革の評価と農村金融改革の課題」『農林金融』2008年4月, pp. 2-15
- ・黒瀬直宏(2010)「東アジア中小企業の経営体としての発展段階 情報共有を尺度として」植田浩史, 糸野博行, 駒形哲哉編『日本中小企業研究の到達点 下請制, 社会的分業, 産業集積, 東アジア化』同友館, pp. 193-218
- ・計聡(2006)「金融システムと経済発展 中国の中小企業金融のケーススタディーを中心に」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』83号, pp. 37-57
- ・国際協力銀行中堅・中小企業支援室(2006)『中国における企業向け金融の実態と展望 - 民営企業・中小企業, 外資系企業向け金融の動向を中心に -』
- ・胡薇(2004)「中国における中小企業金融の融資問題と信用保証制度に関する一考察」財団法人福岡アジア都市研究所若手研究者研究活動助成報告書
- ・駒形哲哉(2005)『移行期中国の中小企業論』税務経理協会(第7章「借金の保証人をつくる」 pp. 231-257)
- ・駒形哲哉(2007)「中国・中小企業の諸特徴 専修大学オープン・リサーチ・センター整備事業の成果にもとづいて」『中国研究論叢』第7号, pp. 87-109
- ・駒形哲哉(2011)「経済システムからみた『断絶』『継承』『連続』」加茂具樹, 飯田将史, 神保謙編『中国 改革開放への転換 「一九七八年」を越えて』慶應義塾大学出版会, pp. 245-283
- ・白井早由里(2003)「中国の金融・資本市場改革の成果と今後の課題」『開発金融研究所報』第15号, pp. 82-103
- ・白石麻保, 矢野剛(2003)「中国の漸進的金融改革 課題と展望」大西広, 矢野剛編『中国経済の数量分析』世界思想社, pp. 127-147
- ・白石麻保, 矢野剛(2011)「中国企業金融における企業間信用の利用実態 蘇南企業調査を中心に」『アジア経済』LII-10, pp. 2-35
- ・鈴木健嗣, 手嶋宣之(2009)「シンセンに創設された中小企業向け株式市場の動向と新規公開費用の研究」平成16年度～平成20年度私立大学学術研究高度化推進事業 オープン・リサーチ・センター整備事業研究成果報告書『「アジア諸国の産業発展と中小企業」モノグラフシリーズ第6巻 中小企業の金融分析』, pp. 51-64
- ・戴相龍(1999)『中国金融読本』中央経済社
- ・高千穂安長(2005)「海外の信用補完制度中国の経済状況と中小企業信用保証制度」『信用保険月報』48巻9号, pp. 8-13

中国の社会主義市場経済と中小企業金融

- ・玉置知己, 山澤光太郎 (2005) 『中国の金融はこれからどうなるのか その現状と改革の行方』東洋経済新報社
- ・張秋華 (2011) 『中国の金融システム 貨幣政策, 資本市場, 金融セクター』日本経済新聞社
- ・陳玉雄 (2010) 『中国のインフォーマル金融と市場化』麗澤大学出版会
- ・陳玉雄 (2012) 「中国の経済発展とインフォーマル金融」『東亜』No. 537, pp. 36-43
- ・塚本隆敏 (2003) 『現代中国の中小企業 市場経済化と革新する経営』ミネルヴァ書房 (第6章「中小企業における融資問題」, pp. 121-148)
- ・土屋大二郎 (2007) 「中国における中小企業金融の地域特性・格差に関する比較研究 浙江省温州市と安徽省合肥市の調査を踏まえて」『経営情報学部論集』21(1・2), pp. 123-139
- ・唐成 (2005) 『中国の貯蓄と金融 家計・企業・政府の実証分析』慶應義塾大学出版会 (第7章「企業・政府の資金調達行動」, pp. 155-188)
- ・唐成 (2011) 「中国の中小企業金融: 個票データの分析を中心に」『桃山学院大学総合研究所紀要』36(2), pp. 109-125
- ・唐斌 (2011) 「商業性担保機構の成功をもたらす示唆 五興担保会社の事例」『日本中小企業学会論集 30』同友館, pp.115-128
- ・童適平 (2002) 「中国の銀行制度改革と中小企業金融」財務省財務総合政策研究所『平成14年度中国研究会報告書中国の金融政策・金融システム(その2)』
- ・独立行政法人国際協力機構・中華人民共和国中国人民銀行 (2005) 『中華人民共和国中小企業金融制度調査』財団法人国際開発センター, みずほ総合研究所株式会社
- ・南海龍 (2010) 「中国政策金融に関する経済分析 政策金融の重点は中小企業金融に置くべき」『東洋大学大学院紀要』47号, pp. 357-376
- ・日本貿易振興会(日本貿易振興機構)『3E 研究院事業報告書(中国)』(2001年総合セミナー報告書, 2004年事業報告書別冊)
- ・任雲 (2005) 「中国内陸都市における金融資源の配置と金融機関の経営」『産研通信』No. 620, pp. 14-17
- ・範立 (2011) 「現代中国の中小企業金融 中国型リレーションシップ・バンキングの展開の実情と課題」一橋大学博士論文
- ・巴曙松 (2005) 「変動幅の上限撤廃で進展する金利の自由化」中国経済新論
<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/050114kaikaku.htm>
- ・森田和正 (2004) 「中国における中小企業信用保証制度の展開と課題 浙江省温州市を中心に」『三田学会雑誌』96巻4号, pp. 595-609
- ・門闢 (2011) 『中国都市商業銀行の成立と経営』日本経済評論社
- ・藪下史郎・武士侯友生 (2002) 『中小企業金融入門』東洋経済新報社
- ・山本裕美 (1996) 「中国農村における民間金融の発展」『アジア経済』第37巻第3号, pp. 2-30
- ・李昕 (2005) 「中国の中小企業信用保証制度の試行実態と課題 - 江蘇省鎮江市の事例を中心として」『アジア研究』51巻1号, pp. 18-39
- ・李昕, 石田正昭 (2005) 「中国の中小企業信用に関する研究: 中小企業信用保証の観点から」『三重大学生物資源学部紀要』32号, pp. 31-38
- ・李彭 (2008) 「中国中小企業資金調達の実態と問題点」松山大学論集 20(4), pp. 149-178
- ・李彭 (2009) 「中国における創業・投資ファンドの発展と中小企業資金調達」『松山大学論集』21(2), pp. 323-357
- ・劉銳 (2007) 「中国消費者金融市場の民間金融」早稲田大学消費者金融サービス研究所ワーキ

ングペーパー

- ・林松国(2009)「中小企業の課題」平成16年度～平成20年度私立大学学術研究高度化推進事業 オープン・リサーチ・センター整備事業研究成果報告書『「アジア諸国の産業発展と中小企業」モノグラフシリーズ第3巻 中国の産業発展と中小企業』専修大学社会知性開発研究センター・中小企業センター, pp.183-201
- ・渡邊真理子(2011)「資金制約にどう対応してきたのか エピソードからの考察」渡邊真理子編『中国の産業はどのように発展してきたか』調査研究報告書, JETRO アジア経済研究所, http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2010/pdf/2010_407_08.pdf
- ・陳乃醒主編(2003)『中国中小企業発展と予測 中小企業投融資策略・理念・方向・措置(2003-2004)』中国財政経済出版社
- ・賈康, 李焯光, 劉軍民(2002)「關於發展中国地方政府公債融資的研究」『经济社会体制比較』pp.38-45
- ・李子彬主編(2010)『中国中小企業2010 藍皮書 発展, 融資, 服務與政策』中国發展出版社
- ・李子彬主編(2011)『中国中小企業2011 藍皮書 促進中小企業自主創新的政策和機制』中国發展出版社
- ・林漢川, 夏敏仁, 何傑, 管鴻禧(2003)「中小企業發展面臨的問題探析 北京, 江蘇, 浙江, 湖北, 廣東, 雲南問卷調查報告」『中国社会科学』2003(2), pp. 84-94
- ・蘇寧主編(2007)『1949-2005 中国金融統計(上冊)』中国金融出版社
- ・中国中小企業協会, 南開大学中小企業研究中心(2008)『中国中小企業藍皮書 現状與政策(2007-2008)』中国發展出版社
- ・Asian Development Bank(2003) *The Development of Private Enterprise in the People's Republic of China*

(こまがた・てつや 慶應義塾大学経済学部教授)

*本稿は成城大学経済研究所ミニ・シンポジウムでの報告をもとにまとめたものである。「イノベーション・システムのガバナンス」プロジェクトメンバーの先生方からは、ミニ・シンポジウムにおける拙い報告に対し、多くの貴重なコメントを賜りました。記して御礼申し上げます。本稿における誤り、不十分な点についての責任は全て筆者に帰されるものです。

中国の社会主義市場経済と
中小企業金融

(研究報告 60)

平成 24 年 9 月 19 日 印 刷

平成 24 年 9 月 25 日 発 行

非売品

著 者 駒 形 哲 哉

発行所 成城大学経済研究所

〒157 8511 東京都世田谷区成城 6 1 20

電 話 03(3482)9187 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社